

第5章

将来像実現に向けた施策の展開

将来像の実現に向け、6つの基本方針に基づき、施策を展開します。

● 施策の体系

1. 歴史をつなぐ

千代田区の歴史が育んできた
緑の拠点の保全・活用

1-1 大骨格の緑の保全

1-2 内濠リング周辺の利用性向上

1-3 外濠リングの形成

1-4 歴史的に重要な緑の保全

2. 空間をつなぐ

賑わいや快適性が続く緑のネ
ットワークの構築

2-1 歩いて楽しい歩行・滞留空間の形成

2-2 生物の移動等に配慮した、美しい景観を創る緑のネットワークの形成

2-3 風格ある河川沿いの景観形成に寄与する緑づくり

2-4 道路の再編に応じた緑の創出

3. 安心をつなぐ

都市の強靱性と持続性を高め
る緑の創出

3-1 雨水の流出抑制機能を有する緑地等の整備

3-2 神田川の流域治水対策の推進

3-3 災害時に機能する緑の整備

3-4 暑熱環境の緩和、エネルギー消費軽減のため緑化推進

4. 人とまちの縁をつなぐ

誰からも愛される都市のサー
ド・プレイスとなる緑の創出

4-1 まちづくりと連携したオープンスペースの創出

4-2 公共施設におけるオープンスペースの創出

4-3 地域の歴史や文化に触れる空間づくり

4-4 公園等の整備、リニューアル

4-5 公園の機能向上、拡充

4-6 暫定空地における利用促進

4-7 緑化の推進

5. 未来につなぐ

緑の質を維持・向上させていく
仕組みの構築

5-1 整備した緑地の質を維持・改善し続けていく体制づくり、支援

5-2 区民・企業等が主体となる緑の維持管理、運営

5-3 緑地整備時における維持管理体制の構築

6. 緑とのつながりを創造する
地域に合った区民・企業参画の
仕組みの構築

6-1 区民等の緑に関するニーズの継続的な把握

6-2 地域の状況に則した緑の活動体制の構築

6-3 緑に関わる区民等を増やしていくための普及啓発

6-4 他自治体との連携の構築

6-5 緑に関するデータ分析と分析結果に基づく取組展開

歴史をつなぐ

－千代田区の歴史が育んできた緑の拠点の保全・活用－

大骨格の緑の保全

① 皇居・皇居外苑・北の丸公園・内濠・日比谷公園・外濠等の緑の保全

- ・内濠リングを構成する皇居、北の丸公園、内濠等、外濠リングを構成する外濠、その間を埋めるように配置されている日比谷公園等は、本区及び東京 23 区にとっての緑の大骨格と位置付け、社会・経済等の大きな変化に際しても、将来にわたり継承されるよう、史跡や都市計画公園・緑地として、国・東京都等と連携して保全を図ります。
- ・特に民間敷地が隣接する外濠周辺では、東京都風致地区条例、紀尾井町地区地区計画の運用等を活用するとともに、外濠の水質改善、外濠沿いの樹木の保全・育成、適正化に取り組みます。



内濠

② 崖線における緑の保全

- ・自然の地形を都市の中に残す崖線の緑は、本区を超えて南北に続く東京の緑の骨格の一つであり、貴重な緑のまとまりを成す空間ともなっていることから、企業の開発等に対して崖線における緑の喪失防止を要請し、また樹林等の所有者の負担を軽減する支援の拡充を検討します。



崖線の緑(錦華公園付近)

③ 都市計画中央公園における複数管理主体の一体的な管理・活用に向けた連携

- ・都市計画中央公園（北の丸公園、皇居東御苑、皇居外苑、日比谷公園、千鳥ヶ淵公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、九段坂公園）を、東京都、環境省と連携して、一体的に管理・活用していくための協議等を継続していきます。
- ・都市計画公園の未開設部分の整備による開設を目指します。

④ 日比谷公園周辺の回遊性、緑の連続性の確保

- ・日比谷公園周辺の一体的な魅力向上に向けて、東京都による日比谷公園の管理運営や企業等による内幸町周辺のまちづくりと積極的に連携をするとともに、回遊性、緑の連続性を確保するための整備を推進します。



日比谷公園とその周辺

2 内濠リング周辺の利用性向上

① 内濠沿いの道路緑化の充実と休息スペースの確保

- ・皇居周辺道路景観整備計画に基づき、内濠沿いの道路が水と緑を楽しめる空間となるよう、緑化や休息スペースの確保を進めます。

② 内濠の水質改善

- ・内濠周辺の大規模開発時等における地域貢献として、内濠の水質改善を誘導していきます。



内濠沿いの道路(代官町通り)

3 外濠リングの形成

① 外濠沿いのさくら並木の保全

- ・区の花さくら再生計画に基づき、さくらサポーター制度や千代田区さくら基金の運用を通じて、さくら並木の保全を図ります。



千鳥ヶ淵のサクラ

② 外濠沿いの公共公益施設における緑の保全・創出

- ・外濠周辺の緑を厚く、また質の高いものとしていくため、外濠沿いの公共公益施設について、外濠との緑の連続性を意識した緑化、維持管理を行うとともに、緑地の利便性向上を図ります。

③ 外濠沿いの道路緑化

- ・外濠周辺の緑を厚く、また質の高いものとしていくため、東京都と連携して、外濠沿いの道路緑化を進めます。

④ 外濠沿いの利用空間の創出

- ・外濠沿いがより楽しめる場所となるよう、護岸の修景緑化や橋詰における水辺眺望スペースの整備を図ります。



外濠公園

⑤ 都市開発や道路と連携した水辺の景観整備、散策路等の整備

- ・今後の都市開発や道路整備の機会を活かし、それらの事業との連携によって、良好な水辺の景観形成や散策できる空間の創出等を図ります。

4 歴史的に重要な緑の保全

① 社寺林など重要な樹木の保全、維持管理

- ・社寺林など歴史的に重要な緑や、境界のシンボルとして区民等から親しまれる樹木等を、保存樹制度や景観重要樹木制度の運用を通じて積極的に保全していくとともに、樹木等の所有者の負担を軽減する支援の拡充を検討していきます。



神田明神



日枝神社

空間をつなぐ

－賑わいや快適さが続く緑のネットワークの構築－

1

歩いて楽しい歩行・滞留空間の形成

① 多様な行動パターンを想定した、歩行空間における快適性の確保、滞留場所となるオープンスペースの創出

- ・歩きたくなる、歩いて楽しい歩行・滞留空間の形成に寄与するオープンスペースを創出していきます。
- ・道路の性格に応じて多様な行動パターンを想定し、民間敷地、道路、公園等の管理者と連携・調整し、道路と沿道敷地等を、移動、散策、余暇、イベント等様々な用途で使いながら、多様な交流を創出していきます。



Marunouchi Street Parkイベント

② 道路空間の活用

- ・道路空間の利活用ニーズは多様化し、歩行者の快適な移動、多様な活動の場、緑のあるオープンスペースとしての活用も期待されています。エリアマネジメント活動や地域のイベントなどの活用も想定した道路空間のあり方について検討していきます。
- ・コミュニティ活性化や新型コロナウイルス感染症の発生を契機とするニューノーマルに対応するため、適正な運用を確保しながら、道路占用許可の弾力的運用等によって、交流との賑わいの創出、3密を避ける都市空間の創出等につながる道路の活用を図ります。

2

生物の移動等に配慮した、美しい景観を創る緑のネットワークの形成

① 本区の植生をふまえた都市環境にふさわしい植物による緑化

- ・生物の移動に配慮し、本区の植生を踏まえた在来種の植栽を促進します。積極的に在来種等を利用する緑化に対する支援を検討していきます。

② 区道における街路樹の整備と適正管理による沿道の魅力の向上

- ・潤いある道路景観の形成に向けて、区道においては、道路整備方針に基づき街路樹の整備と適正管理を進めます。

③ 樹木の健全度診断、助言

- ・街路樹は成長に伴い、道路周辺に及ぼす影響も変化することから、街路樹の生育状況等を継続して点検・診断し、必要に応じて助言を得ることで、倒伏や落枝を防ぎ、また良好な景観の形成に寄与する街路樹の育成を図ります。

④ 企業等との連携による沿道の緑の一体的な形成

- ・道路を中心とする緑の軸を厚くしていくため、街路樹と民間敷地における緑化、緑地が一体となって緑の景観を形成できるよう、街路樹の整備時や、民間敷地における開発時に、積極的な連携を図ります。



御茶ノ水仲通り

3 風格ある河川沿いの景観形成に寄与する緑づくり

① 川沿いのまちづくりガイドラインの策定

- ・日本橋川、神田川沿いの敷地のポテンシャルを活かして様々な活動が展開し、まちの魅力を高めていけるよう、河川沿いの建築物やオープンスペースの整備・活用、緑の設え等を盛り込んだ、川沿いのまちづくりガイドラインの策定を検討します。

② 川沿いの緑化の推進

- ・川沿いや河川内の緑化を推進し、従来の護岸や堤防の硬い表情を和らげるとともに、魚や昆虫が生息できるよう護岸形態等を工夫することで、川の趣を感じられる河川沿いの空間を形成していきます。

③ 河川側に顔の向いた街並みの形成

- ・千代田区景観まちづくり計画の運用等を通じて、沿川の開発等において川沿いに空間を確保するなど水辺を活かした建築等を誘導し、河川側に顔の向いた、潤いと賑わいある街並み景観を形成していきます。



マーチエキュート神田万世橋

④ 多様な人の多様な使い方を受け入れる開放的な河川沿いのオープンスペースの整備

- ・川沿いの眺めを活かし、多様な人が様々な利用できるオープンスペースを整備していきます。特に日本橋川については、高速道路高架の撤去を見据えて、まちの魅力増進を図るための空間のあり方を検討していきます。



大手町川端緑道

⑤ 橋詰広場の活用、整備

- ・昭和初期の震災復興期につくられた特徴的な橋梁や橋詰広場を活用し、水辺を望む眺望点を整備していきます。個々の敷地が狭い街区では、橋詰広場が地域の貴重なオープンスペースとなっていることから、近隣の開発事業との連携や域外貢献も視野に、橋詰広場とその周辺を利用性の高い一体的な空間として整備していくことも検討していきます。



昌平橋東橋詰広場

⑥ 高速道路の壁面緑化、高架下への光の取り込みの推進

- ・日本橋川周辺をより潤いある空間としていくため、首都高速道路の壁面緑化や、日本橋川に重なる高架下の美装化や光の取り込みを要請していきます。

⑦ 舟運観光、水上交通の活性化との連携

- ・舟運観光や水上交通の活性化の取組みと連動し、船着き場の整備を積極的に誘導し、活用を図ります。

⑧ 国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画の策定

- ・大手町の常盤橋地区における再開発事業と連携し、国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園の魅力を高めていくための再整備に向けて、常盤橋公園整備計画を策定していきます。

⑨ 民間開発と連携した空間整備

- ・河川周辺において企業等が主体となった再開発事業等が行われる際は、本区も積極的に支援、連携を図り、当事業と連動した事業地周辺における空間再整備に取り組むことで、再開発事業等を契機とする水辺とまちの一体的な魅力向上を図ります。

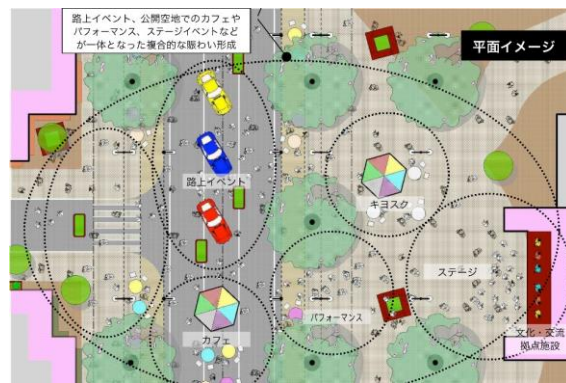
4 道路の再編に応じた緑の創出

① 道路再編に応じた街路樹や沿道敷地の緑による演出方法の検討

- ・道路が地域における賑わい創出等のために柔軟に活用されるようになっていることから、道路再編等を契機として、街路樹や沿道敷地の緑が、道路沿いの賑わい等に寄与する演出の方法を、地域と連携して検討していきます。



テラススクエアと周辺の緑



道路・公開空地・沿道建物が一体となった空間イメージ
(神田警察通り沿道賑わいガイドライン)

② 東京都、周辺区と連携した、道路再編時の緑創出

- ・東京高速道路や、本区と接続する周辺区の道路において、道路再編や緑化等の取組みが行われる際、当事業を契機として本区においても積極的に緑を創出し、一体的な魅力創出を図ります。

1 雨水の流出抑制機能を有する緑地等の整備

① 河川周辺における緑被地の保全、緑化充実による保水機能の保全拡充

- ・内濠・外濠、神田川、日本橋川等の河川等の周辺においては特に、集中豪雨等発生時の浸水被害を軽減するため、雨水流出を抑制する対策として、緑被地の保全や緑化充実による保水機能の保全拡充に取り組みます。

② 雨水浸透・貯留機能を発揮する緑被地の確保

- ・都市公園の新規整備や公開空地の創出時には、緑被地の確保を促進し、雨水浸透・貯留機能を発揮する緑の空間を広げていきます。

③ 都市公園再整備時における雨水浸透・貯留機能の拡充

- ・都市公園の再整備時には、緑被地の確保に加えて、レインガーデン等の雨水貯留・浸透施設の設置を図ります。

④ 雨水浸透・貯留施設の設置促進

- ・雨水流出抑制施設設置の要綱の運用や、企業等が主体となった開発等における、雨水浸透・貯留施設の設置を促進します。



ECOM 駿河台の屋上庭園

2 神田川の流域治水対策の推進

① 神田川流域における雨水浸透・貯留施設の設置推進

- ・神田川流域豪雨対策計画等に基づき、神田川の上流から下流までの関係各区市の連携による流域治水対策を推進します。具体的には、公共施設と大規模民間施設への雨水浸透・貯留施設の設置を指導するとともに、小規模民間施設に対しても設置への積極的な支援を図ります。

3 災害時に機能する緑の整備

① 都市公園における防災関連設備の整備

- ・災害時、一時的な避難場所として区内の都市公園が機能するよう、防災広場等の必要設備の整備を検討していきます。

② 公共空地における避難場所等としての必要機能の整備に向けた連携、支援

- ・区内の公開空地も、都市公園と同様、区民に身近で貴重なオープンスペースであることから、災害時、一時的な避難場所として機能するよう、必要な整備に向けて連携・支援を図っていきます。

③ 地域と連携した避難訓練の場とする等のソフトの取組支援

- ・災害時に備えた地域における避難訓練など、ソフトの取組みの場としても都市公園や公開空地を有効活用するとともに、必要な支援を行います。

④ 感染症発生時に過密を防ぐための公園利用

- ・感染症の流行によって過密を防ぐ必要が生じた際における、公園の柔軟で多様な活用の可能性について検討していきます。

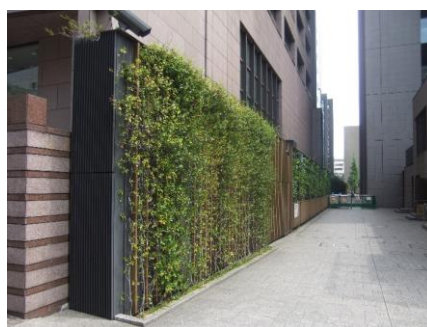
4 暑熱環境の緩和、エネルギー消費軽減のため緑化推進

① ヒートアイランド対策助成の運用

- ・ヒートアイランド現象を緩和する屋上緑化や壁面緑化、敷地内緑化を支援します。



屋上庭園「KITTE ガーデン」



壁面緑化

② クールスポットの創出

- ・快適に歩くことのできる屋外環境を創出するため、沿道緑化を推進していきます。
- ・東京湾から吹き込む風、運河沿いの風の流れを取り込み、後背地へと送り込む風の道を、緑化によって創出できます。
- ・公園や駅周辺等にドライ型ミストの設置を誘導し、クールスポットの創出を図ります。



高木が創出する緑陰

③ 企業等との連携による企業ビルの緑化に関する情報発信、普及啓発等の推進

- ・企業等のビル等における緑化を促進するための情報発信、普及啓発を、官民で連携して推進します。

1 まちづくりと連携したオープンスペースの創出

① 都市開発諸制度等におけるオープンスペースの配置に対する指導

- ・都市開発諸制度等によって創出されるオープンスペースの配置に対して、地区計画、景観事前協議を通じて、企業等との協議を行い、周辺地域のニーズへの対応や、周辺の緑地との連続性の確保・連携を促します。

② 再開発等における公園等、公共によるオープンスペースの確保

- ・再開発によって総合的なまちづくりが行われる際、開発予定区域内において、公園や広場等のオープンスペースを確保していきます。

③ 公開空地等における企業等による賑わい創出の取組みへの連携・支援

- ・企業等が公開空地等において、まちの賑わい等に貢献する取組みを実施する際は、区も積極的に連携・支援を図ります。

④ 企業等による自主的緑化の取組みとの連携

- ・本区の緑のまちづくりに賛同し、緑化要綱等の水準を超えて緑化の推進、緑地を創出するなど自主的な取組みを行う企業等と連携し、より良い緑化に対する支援方策や、自主的な取組み拡大にむけたアイデア検討、共有にむけた機会を設けていきます。

⑤ 緑化認証制度等の活用の推奨

- ・企業等に対して、緑化認証制度・表彰制度を活用するよう推奨することで、社会や環境に貢献し、緑の保全・創出に積極的に取り組む企業等のプレゼンスの向上を図ります。

⑥ 公共性のあるオープンスペースの管理運営に対する支援

- ・都市開発諸制度により整備された緑地に対して、必要に応じて緑の専門家によるアドバイスの提供など、緑地の良質な維持・管理・活用・運営に向けた支援を検討していきます。

⑦ 開発諸制度等における隔地貢献

- ・広域的な緑の保全の推進のため、開発諸制度等による大規模開発の計画から離れた土地において緑の保全・創出等を行う事業等を評価する方策を検討していきます。
- ・近接する公共空間における緑化、本区内の余地が限られている地域の貴重なオープンスペースへの緑化など、隔地貢献として評価する対象などについて仕組みの検討を行います。



大手町ワン



大手町の森

2 公共施設におけるオープンスペースの創出

① 公共施設更新時におけるオープンスペースの確保

- ・公共施設の建替え等に際して、沿道部や施設の上部空間等において、区民等が利用できるオープンスペースの確保を進めていきます。

② 学校等の既存公共施設を活用した緑のコミュニティ拠点の整備

- ・区民・企業・団体等が緑の保全・創出をはじめとする環境に関する取組みを発信、活動の輪を広め、環境教育の充実、多様な主体の支援等の拠点となる施設の整備を進めます。

③ 地域活動の場としてのオープンスペースの提供

- ・コミュニティの活性化に資するエリアマネジメント活動など、地域のイベント等を行う空間として、公共施設のオープンスペースを活用できるよう検討していきます。

3 地域の歴史や文化に触れる空間づくり

① 歴史的な緑と水を活かした空間づくり

- ・濠や河川沿い、神社周辺や祭礼ルート沿い等においては、緑による修景の重点的な実施や、歴史文化を感じさせる素材等を用いた整備を図る等、江戸以来の重層的な歴史を伝える空間の形成を進めます。



錦三・七五三田公園

② 地域の歴史・文化等に基づく、地域のシンボルとなるオープンスペースの整備

- ・公園等の整備にあたっては、界隈の歴史と文化を感じられる、地域のシンボルとして愛されていくオープンスペースとなるよう、整備方針を検討していきます。

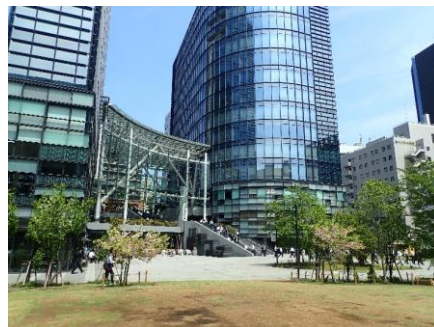
4 公園等の整備、リニューアル

① 公園樹木と周辺が一体となった景観形成

- ・公園等の整備にあたっては、周辺の景観との調和、緑の連続性・一体性等に配慮した整備・維持管理を図ります。

② 隣接する施設、道路、河川等との一体的な公園等の再整備と利活用

- ・公園周辺において、開発の動きがある場合には公園と連携したデザインなど、よりよい空間、緑を創出するため必要な調整を図ります。
- ・特に隣接地がオープンスペースである場合には、境界を意識せずに利用し、また地域活動やイベント時には空間を一体的に利用できる運営を、隣接地と連携しながら検討していきます。



淡路公園とワテラス

③ 地域ニーズ等を把握するプロセスを経た再整備

- ・公園等の再整備にあたっては、地域ニーズ等を把握した上で、地域のイベント利用や、子どもの遊び場、高齢者の交流、健康増進など、地域におけるオープンスペースとして求められる機能を具備する公園としての整備を積極的に進めていきます。



公園整備に向けた区民等の意見交換会

④ 公園等の長寿命化を見据えた管理運営

- ・公園等を計画的に維持管理・運営し、補修や更新にかかる財政的な支出を平準化していくことで、安全で快適な利用を確保していきます。そのためのライフサイクルコストを基にした公園設備の整備更新や、公園長寿命化計画の策定を検討します。

⑤ 利用率の低い公園の把握と再整備の検討

- ・現在利用率が低下している公園等を把握し、今後のファミリー層の増加や高齢化等も見据えながら、区民等のニーズに答え、利用してもらえる公園として再整備を検討していきます。

5 公園の機能向上、拡充

① デジタル化に対応した都市公園の機能向上

- ・アフターコロナのニューノーマルに対応する中で、テレワークやオンライン教育が更に広がることが想定される中、Wi-Fi の設置や公園利用の混雑度の発信など、屋外でのテレワークなどの利用ニーズを満たす整備を検討していきます。

② 観光体験の向上に資する都市公園の機能向上

- ・本区を訪れる人々が、地域を快適に観光できるよう、公園内において周辺観光資源や観光ルート、トイレ等に関する情報提供を行うなど、公園においても必要な機能を高めていきます。

③ 公園のサービス機能の充実

- ・把握した地域ニーズ等に基づき、トイレやベンチの設置、清掃の頻繁化など、充実化すべきサービスを把握し、改善・向上を図ります。

④ 健康福祉、子育て、教育等の機能充実

- ・健康づくりのための器具、歴史文化や環境教育のための設備（歴史サイン、ビオトープ等）を設置し、区民から求められる健康福祉、子育て、教育等の機能充実を図ります。
- ・ユニバーサルデザインを促進し、誰もが気軽に快適に利用できる公園として整備していきます。



清水谷公園のビオトープ

⑤ 公園整備、運営に対する民間活力の導入

- ・公園の質の向上、公園利用者の利便性向上、公園管理者の財政負担の軽減等に向けて、P-PFI 制度の活用等、公園の整備・運営にあたり民間活力を導入することも検討していきます。

6 暫定空地における利用促進

① 暫定空地の広場的利用の推進

- ・再開発等に向けて暫定的に空地となっている空間を、区民等が利用できる広場として暫定的に供用するための仕組みを検討していきます。

② 暫定空地を、暫定のまま活用できる期間を長く確保できる体制づくり

- ・暫定空地を広場的に供用していくにあたり、できるだけ早く暫定的な供用を行い、区民に親しんでいただけるよう、手続き等の体制づくりを進めていきます。

7 緑化の推進

① 緑化余地の限られた敷地における緑化への支援

- ・江戸時代に高密度な町地であった地域を中心に、敷地が小さく狭い路地が入り組んでいるまちは緑化余地が限られており、現在も緑被率が低い状況にあります。こうした地域において個々の敷地が、できる限り緑を創出できるよう、地先緑化等への支援を検討していきます。



道路沿いの緑(須田町)

② 壁面緑化、屋上緑化の促進

- ・敷地の地上部のみならず、建築物の屋上、壁面における緑化を促進し、緑被地の増加や目に見える緑の拡大を図ります。

③ 企業等の施設の緑化推進

- ・緑化推進要綱やヒートアイランド対策助成制度等の運用を通じて、企業等の施設における緑化を推進します。緑化にあたっては、生物多様性への配慮や周辺の緑地との連続性の確保など、質の高い緑の創出を促進します。

④ 公共施設、公共事業における緑化推進

- ・緑化推進要綱に基づき、公共施設や公共事業における緑化を推進します。緑化にあたっては、生物多様性への配慮や周辺の緑地との連続性の確保など、質の高い緑を創出します。



千代田区役所前の緑

⑤ 都・国の施設に対する緑化推進の要請

- ・東京都や国の施設に対して、緑化推進要綱に基づき、緑化を働きかけます。緑化にあたっては、生物多様性への配慮や周辺の緑地との連続性の確保など、質の高い緑の創出を促進します。

⑥ 駐車場・バス停の緑化推進

- ・道路沿道における緑の充実を図るため、駐車場やバス停の緑化を積極的に推進します。

⑦ 緑化地域制度等の導入検討

- ・都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入及び緑化率を定める地区計画の拡大を検討していきます。

1

整備した緑地の質を維持・改善し続けていく体制づくり、支援

① 市民緑地認定制度の運用

- ・都市緑地法に基づく市民緑地認定制度による緑地では、高質な緑化と良好な維持管理を推進するため、緑の質が維持・改善し続けていく体制を整えることを要請していきます。



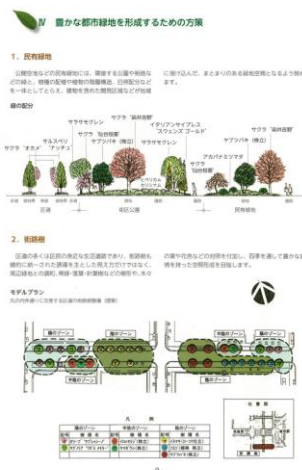
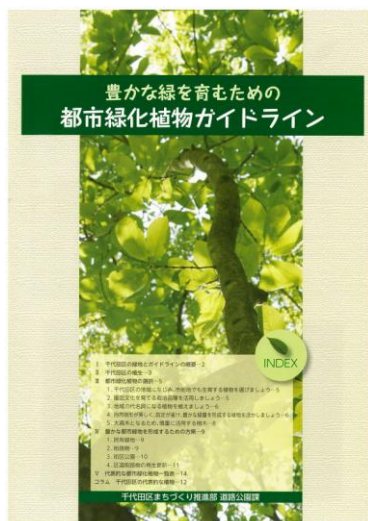
丸の内パークビル一号館広場(認定市民緑地)

② 緑視率を確認指標とする、大規模開発による緑創出のモニタリング

- ・大規模開発が実施される際は、開発地における緑視率を調査し、開発前と同等以上に、区民から見える範囲の緑を創出するよう促すとともに、開発地域周辺における緑の拡大、質の向上について検証していきます。

③ 緑に関するガイドライン等の継続的見直し

- ・本区が運用する緑に関するガイドラインについて、運用状況や緑化技術等の進展に応じた見直しを図ります。



豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドライン(H23、千代田区)

2 区民、企業等が主体となる緑の維持管理、運営

① 区民と連携した公園・道路における緑の創出、維持管理

- ・アダプト制度を運用し、区が管理する公園や道路において、町会・商店会・学校・ボランティア団体・企業等が緑化や清掃活動を実施することで、地域の活性化、区民等の交流機会の創出を図ります。



アダプト制度の取組

② 企業等と連携した公共的な緑の維持管理・運営

- ・地区計画による地区施設の決定やエリアマネジメント等によって、企業等が公共的な緑の維持管理・運営に関わることを促進します。
- ・企業との協定締結によって、企業敷地とその周辺の緑の一体的な維持管理・運営を企業等が担う取組みも進めています。

3 緑地整備時における維持管理・運営体制の構築

① 緑地整備時における維持管理・運営体制の構築

- ・公園や緑地等を整備する際は、整備後の維持管理・運営体制を構築しておくことを促進します。その際、区民等が緑に関わることも含めて維持管理・運営体制を検討することも促進します。

緑とのつながりを創造する

－地域に合った区民・企業参画の仕組みの構築－

1 区民等の緑に関するニーズの継続的な把握

① 道路、公園等に関する相談の受け付け

- ・区民からの道路、公園、児童遊園に関して、不具合や相談事項を受け付け、意見・苦情等に適切に対応する窓口を適切に運用し、適切な維持管理や改善を図ります。

② 緑に関するアンケート調査の継続実施

- ・区民のニーズに柔軟に対応していくため、緑に関する区民意識を、区民世論調査等によって継続的に把握していきます。

2 地域の状況に則した緑の活動体制の構築

① アダプト制度等の地域活動に、学生、企業、商店街等が参画できる機会づくり

- ・増加するファミリー層や区内の大学に通う学生、企業や商店街等が、アダプト制度に参画するための機会づくりにより、多様な世代がアダプト制度に参画することを図ります。

② エリアマネジメント団体と連携した緑の創出

- ・エリアマネジメント団体による自主的な緑創出等の取組みに対して、区も連携・支援を図るとともに、企画立案の場面にも積極的に参加し、緑による賑わいづくり等のアイデアを地域と随時共有し、周辺地域に展開していきます。

③ 区民の地域貢献活動ニーズに対応した活動支援

- ・保育園・幼稚園等における環境教育や、障害者施設等における社会参加等のニーズに対応して、緑に関する活動を実施できる場所や機会の提供、支援を行います。こうした団体に対して、区からも積極的に情報提供するとともに、学生や企業、商店街等が、緑の活動を通じて、社会貢献活動に参画できる仕組みを検討していきます。

3 緑に関わる区民等を増やしていくための普及啓発

① 緑の取組みの表彰と主体的な取組み提案に対する支援

- ・区内において積極的に緑づくりに取り組む活動や良好な緑化計画を区として表彰し、その後の更なる取組展開を促進します。特に人とまちのつながりを創出するような緑づくりを行った活動を評価していきます。
- ・また区民等が主体的に立案した緑づくりの活動に対して、区として支援していく体制づくりを検討します。

② 苗木の配付

- ・個人の住宅等において緑づくり、花づくりに取り組めるよう、イベント等の機会を通じて、苗木の配付を行います。

③ 緑に関する情報提供

- ・社会教育、学校教育、家庭教育の各場面で、緑に関する学習用情報を提供していく仕組みを検討します。
- ・パンフレットやホームページに加え、SNS やアプリ等時代に合わせた媒体等も活用しながら、本区における緑の価値や、緑の適切な維持管理に関する情報発信を行います。
- ・福祉分野等、異なる分野での活動等と緑の活動を結び、緑に関わる人々を増やしていくための仕組みや人材育成を検討していきます。

④ 緑・生物多様性に関する生涯学習、イベントの開催

- ・学校教育のプログラムの一つとして、環境学習や内濠リング・外濠リングを活用した体験学習を要請するとともに、緑を大切に子どもを育むため、子どもを対象とした普及啓発策を検討、充実させていきます。
- ・講習会や観察会等、区民が緑・生物多様性について学ぶ機会を充実させていきます。特に、「千代田区生きものさがし」など、身近な水辺や緑地、生物に区民が目を向ける機会を創出していきます。

⑤ 緑に関わる機会や場所の多様化

- ・屋上菜園をはじめ、野菜ラボなど都市における緑化技術の視点や緑の保全・維持管理の手法の多様化に応じて、多様な緑づくりの機会や場所を創出していきます。



屋上菜園
(アーツ千代田 3331)

4

① 地方市町村との連携による区民と農の触れ合い機会の創出

- ・姉妹提携を結んでいる自治体をはじめ、地方市町村と連携し、区民が農と触れあう機会を創出していきます。



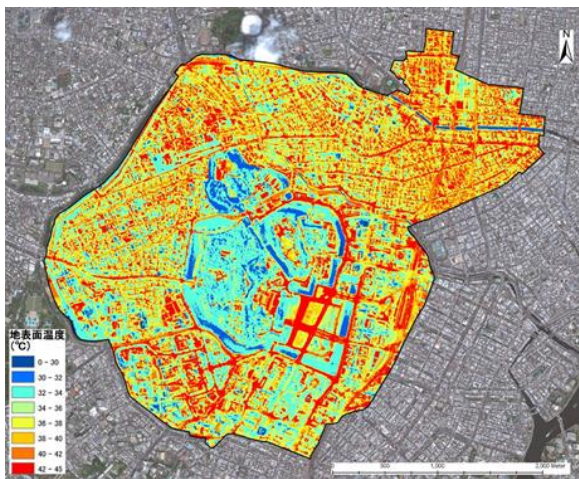
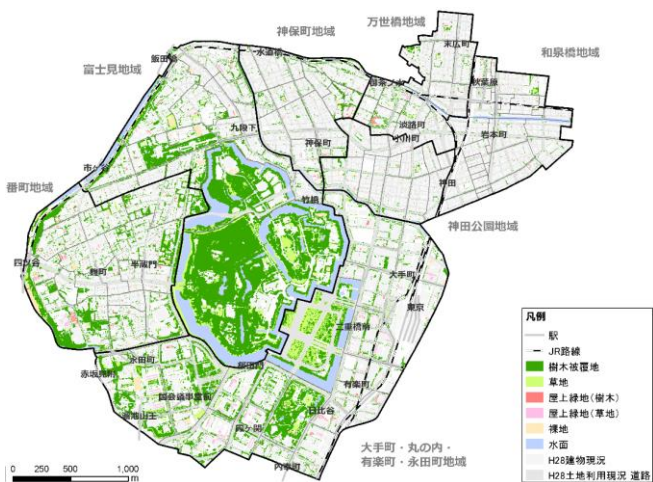
② 国、東京都、周辺区との協議

- ・本区周辺で進行する再開発等と連動した緑の創出や、周辺区と連続する道路等における連続的な緑化等を図るため、継続的に、国、東京都や周辺区との協議の機会を設けます。

5

① 緑被データの取得、分析、オープンデータ化

- ・本区の緑被データを定期的に取得、分析することで、緑の分布状況を把握するとともに、緑施策に対して柔軟に反映していきます。
- ・緑被データ等は、誰もが利用できるようオープンデータ化することを検討し、区民や企業等による取組みにおいて活用を促します。



左:緑被データ、右:熱量分布

② 企業等が有する技術との連携

- ・企業等が有する緑に関する先進的なデータ把握、分析技術等と積極的に連携を図り、最新の状況と分析に基づく緑施策を展開していきます。

第6章

地域別の緑の方針

7つの地域区分

千代田区は、地形や江戸から継承した都市構造等が基となって様々な性格の地域が集合しており、それぞれに応じた緑づくりを進めることで、各地域に新しい付加価値が生み出されます。

本計画では、現在の土地利用や暮らしている人々（住む、働く、学ぶ、訪れる）の層のまとまりを捉え、本区を7つの地域に区分※し、各地域の緑の特徴やまちづくりの方向性を捉えながら、緑の施策展開の方針を示します。

※7つの地域区分は、本区の出張所単位の行政区分、千代田区都市計画マスタープランの「地域別まちづくりの方針」の区分と同一範囲としています。

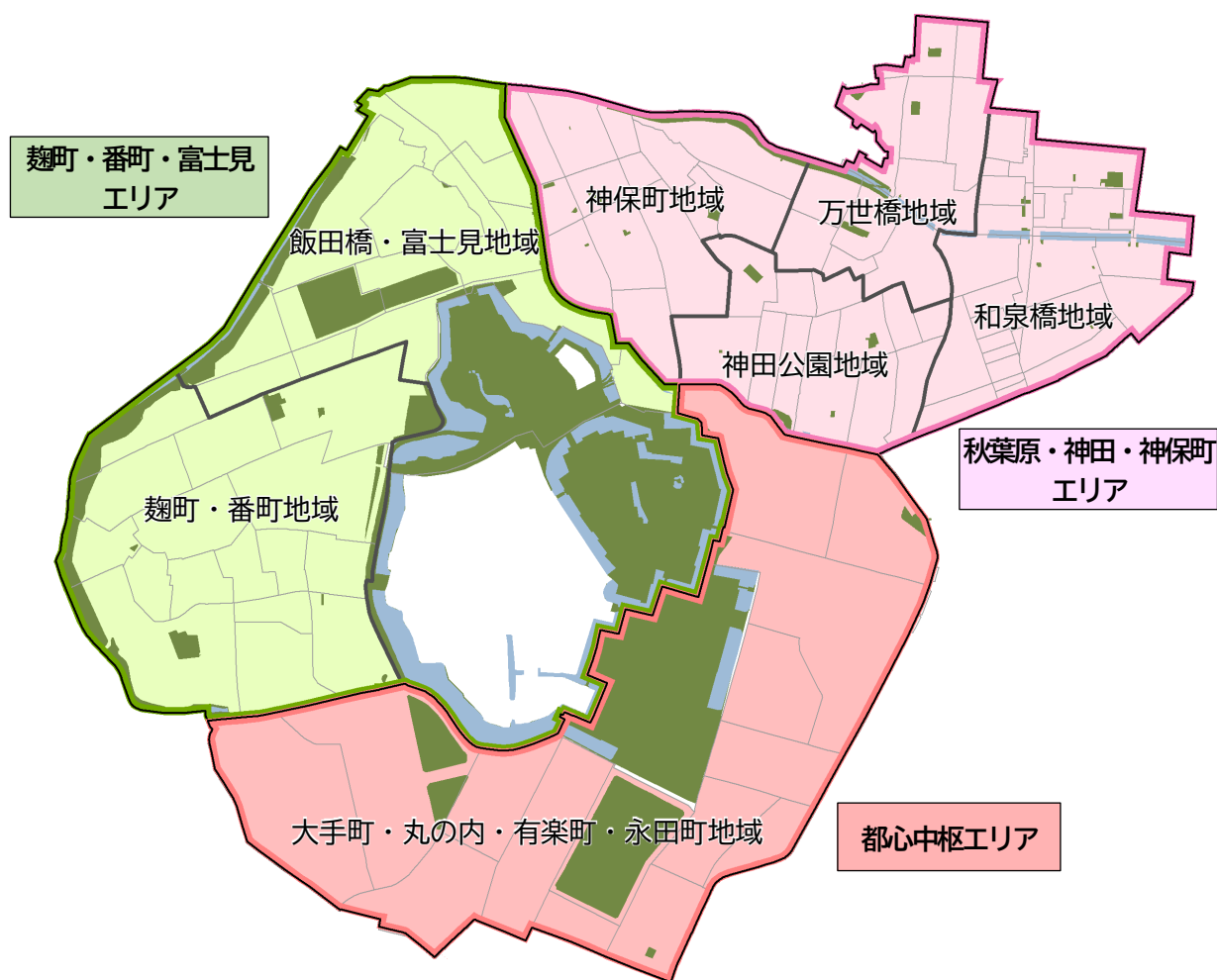


図 地域区分

表 地域区分

エリア	地域	地域の特徴
麹町・番町・富士見エリア	麹町・番町地域	・台地部に位置し、江戸時代は旗本屋敷の武家地と一部が町地であった地域です。 ・現在は主に商業用地と集合住宅用地が広がり、人々の居住の場となっています。麹町大通り沿道、紀尾井町には事務所等の商業用地が多く分布し、昼間人口も多く、働く場となっています。
	飯田橋・富士見地域	・皇居及び台地部の北側の一帯で、江戸時代は旗本屋敷を主とした武家地であった地域です。 ・現在は集合住宅用地や学校等の公共用地が多く分布し、人々の居住の場が広がっています。近年、飯田橋駅周辺は開発が進み、商業施設等が立地しています。
秋葉原・神田・神保町エリア	神保町地域	・平地部に位置し、江戸時代は主に旗本屋敷であった地域です。 ・明治以降の開発によって、多くの大学、病院が立地し、また書店や出版、印刷、製本業が集積しました。現在も古書店街が形成され、沿道は多く来街者を集めています。
	神田公園地域	・江戸の埋立前は入江であった範囲を含む平地の地域です。 ・地域の西は武家地、東は高密度な町地であり、現在も大・中・小の様々な規模の区画によって構成されています。近年はオフィスビルが集積し、マンションの建設も進んでいます。神田駅周辺は現在も飲食店を中心に賑わう界隈が、靖国通り沿道にはスポーツ用品店街が形成されています。
	万世橋地域	・江戸時代は町地と旗本屋敷で構成されていた地域です。 ・高度経済成長とともに秋葉原駅周辺は世界有数の電気街・サブカルチャーのまちとして発展、来街者を集めています。「江戸総鎮守」として、江戸幕府が崇拝した神田明神が位置しています。
	和泉橋地域	・かつて海だった範囲と平地部に位置し、江戸時代は町地であった地域です。 ・薬・金物・繊維等の問屋街が集積し、住商の混在する街として発展してきました。現在問屋街の集積は失われつつある一方、都心回帰の傾向から人口が増加しています。
都心中枢エリア	大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	・大名屋敷の街区構造を引き継ぎ、広幅員街路と大規模街区によって構成される地域です。 ・大手町・丸の内、有楽町・日比谷エリアは国際ビジネス拠点としての高度利用が進んでいます。霞が関、永田町は政治・行政・司法の国家中枢機能が集積、日枝神社が位置しています。

自然的環境

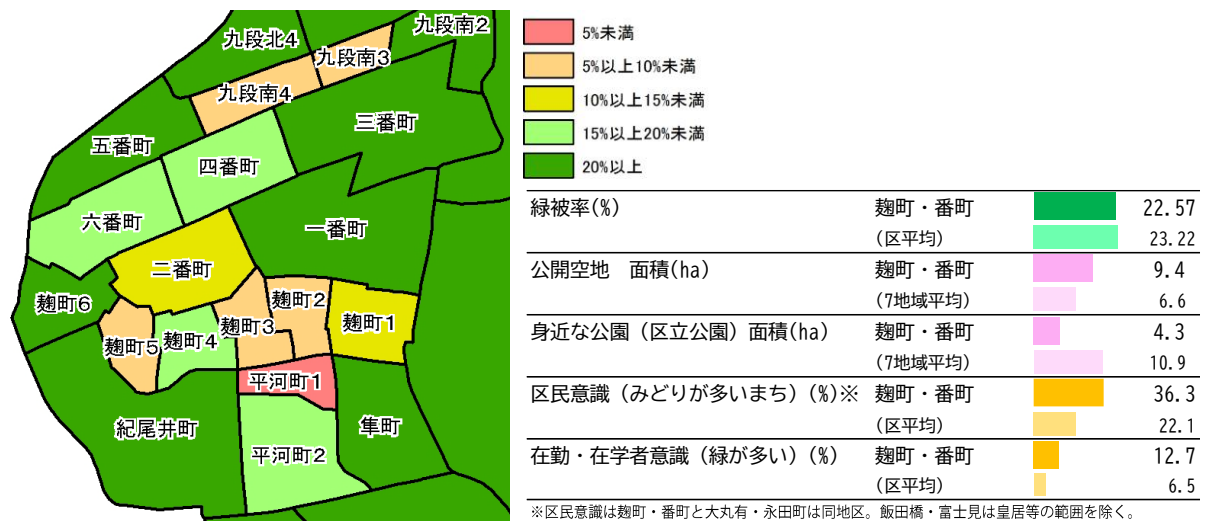
- ・東西が内濠・外濠に接しています。台地に浅い谷が数本入り込んでおり、坂道の上り下りが繰り返される地形となっています。

土地利用

- ・町人地から発展し、幕末は山の手最大の商業地であった麴町地域は、現在麴町大通りに沿ってオフィスが建ち並んでいます。番町は旗本屋敷が街並みのルーツであり、広い敷地を利用したマンション、オフィス街が広がっています。紀尾井町には大学、国立劇場、ホテル等の大規模施設が立地しています。

緑の現況

- ・内濠・外濠の水と緑をつなぐように、地域内に緑豊かな落ち着いた居住空間が広がっています。地区別のまちのイメージに対する区民評価では、「緑が多いまち」としての評価が最も高くなっていますが（平成30年度世論調査）、麴町大通り沿線地域である麴町界隈を中心に、内濠・外濠に隣接していない場所は、比較的緑被率が低い状況にあります。



町丁目別緑被率

これまでの特徴的な取組み

◇地区計画を広く指定し、街並み誘導にあわせて緑を創出〔麴町・番町〕

- ・緑化に関するルールを定めた地区計画を地域内に広く指定することで、緑豊かな居住空間を創出してきました。

◇大学、ホテル、公園等が一体となって緑豊かな界隈を形成〔紀尾井町〕

- ・外濠や清水谷公園の大規模な緑地と、それらと一体となったホテル・大学等の緑化により、緑の拠点が形成されています。

2 本地域が見据える変化

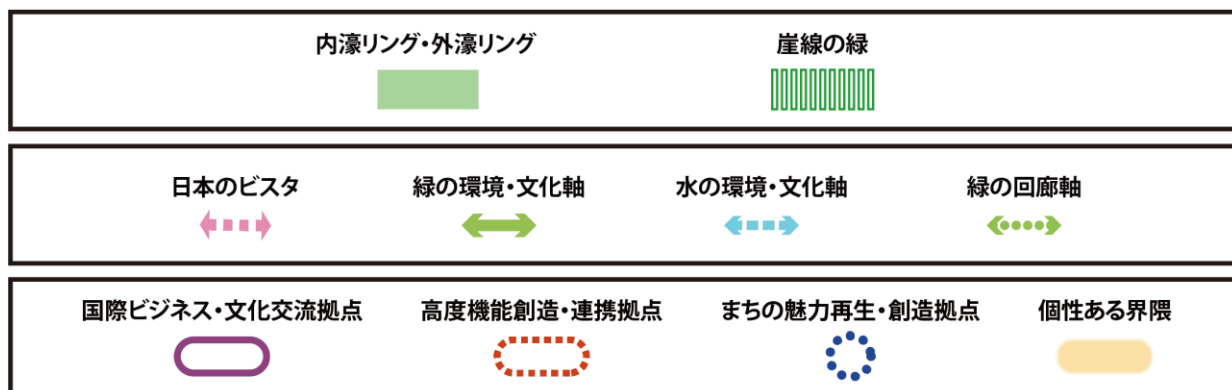
※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

- ・区内で最も多くの人々が住み高齢化が進む一方で、ファミリー層や子どもも同時に増加
- ・都心の中でも早い時期に立地したマンションなどの高経年化
- ・身近な緑・空地の不足
- ・長期未着手の都市計画道路

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

本地域において施策を展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていきます。

1. 歴史をつなぐ	・紀尾井町に分布する樹林地と外濠の水辺が一体となっている空間を、風致地区等を活用しながら維持・継承していきます。五番町周辺の外濠沿いでは樹林を保全、適正化するとともに、外濠への眺望を確保していきます。 ・内濠沿いの千鳥ヶ淵では憩いのスペースや内濠への眺望点を確保します。また、内濠・外濠の桜を保全・再生します。
2. 空間をつなぐ	・内濠と外濠をつなぐ軸となる麴町大通りは、積極的な緑化を図り、街路樹と沿道の敷地が一体となった潤いある沿道空間を創出します。 ・番町中央通りや大妻通りをはじめとする駅や拠点、界隈をつなぐ道路では、街路樹の適切な維持管理・更新や道路沿いの敷地緑化の推進により、快適な歩行環境を充実させていきます。
3. 安心をつなぐ	・本地域は台地上に位置し雨水の浸透能も高いと考えられることから、建物の機能更新等の際には緑地面の確保や雨水浸透施設の導入により雨水浸透機能向上を促進し、安全な都市環境を形成していきます。
4. 人と街の ^{えん} 縁をつなぐ	・番町一帯の中層・中高層の住宅地における魅力的な生活環境を区民が享受していけるよう、地区計画等を活用し空地の創出、敷地や建物の緑化を行うとともに、区民のニーズを反映した公園の整備を行うことで、緑豊かな居住空間づくりを進めます。 ・紀尾井町では、国内外からの幅広い世代の訪問者が都心における豊かな緑を楽しめるよう、風致地区や地区計画等を活用して緑を保全するとともに、清水谷公園を貴重な自然環境と触れ合える空間としていきます。 ・英国大使館の旧敷地に計画されている国民公園の開園を視野に入れ、隣接する千鳥ヶ淵公園との一体性や、隣接市街地からの良好なアクセス性の確保など、周辺環境のあり方を検討します。
5. 未来につなぐ	・エリアマネジメント団体をはじめ、企業や大学、ホテル、区民等と連携し、多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。
6. 緑とのつながりを創造する	・地区計画やエリアマネジメント団体を中心に、紀尾井町や番町など、界隈の個性を活かした緑づくりについて、関係者の幅広い参画を得ながら、議論していきます。



自然的環境

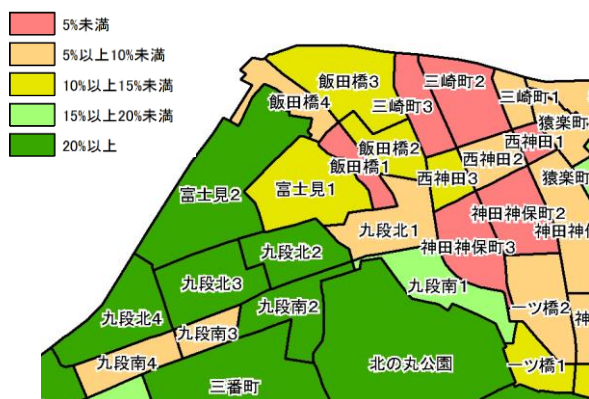
- ・北西では外濠、東は日本橋川、南は内濠が本地域を囲んでいます。地域の西側が台地、東側が低地であり、その境界部を南北崖線が貫いています。番町は小さな谷が入り組み、複雑な地形が形成されています。

土地利用

- ・旗本屋敷を主とした武家地が、明治以降、政治家の屋敷街や軍用地等となり、その後学校や病院に転換、現在は落ち着いた住宅地が広がっています。
- ・飯田橋駅周辺では、近年の土地区画整理事業、市街地再開発事業により多様な機能が集積しており、九段下駅周辺は、千代田区役所等、区政の中核機能が集積しています。

緑の現況

- ・内濠・外濠、日本橋川、靖国神社、北の丸公園等の大規模な水と緑の空間に囲まれています。
- ・飯田橋駅周辺の再開発によって、公園や河川と一体性の高いオープンスペースが創出されている一方、目白通り沿道は小規模な敷地が多く緑被率も周辺に比べて低い状況にあります。また、「緑が多いまち」としての評価が、麹町・番町地域に次いで高い状況です（平成30年度世論調査）。



町丁目別緑被率

緑被率(%)	飯田橋・富士見 (区平均)	42.71 23.22
公開空地 面積(ha)	飯田橋・富士見 (7地域平均)	3.8 6.6
身近な公園(区立公園)面積(ha)	飯田橋・富士見 (7地域平均)	2.7 1.6
区民意識(みどりが多いまち)(%)	飯田橋・富士見 (区平均)	28.4 22.1
在勤・在学者意識(緑が多い)(%)	飯田橋・富士見 (区平均)	11.9 6.5

※区民意識は麹町・番町と大丸有・永田町は同地区。飯田橋・富士見は皇居等の範囲を除く。

これまでの特徴的な取組み

◇地域で共有されたまちづくり構想に基づく開発と緑の創出

- ・区民、企業等、商店会等で構成する協議会で「まちづくり基本構想」が共有されており、緑の連続性、歴史・文化等を考慮した開発が進められてきました。同構想の魅力展開イメージの一つとして「都心に貴重な緑のオアシス-自然に癒されるナチュラルヒーリングタウン-」を掲げています。



まちづくり基本構想の水辺空間、緑の将来像(抜粋)

2 本地域が見据える変化

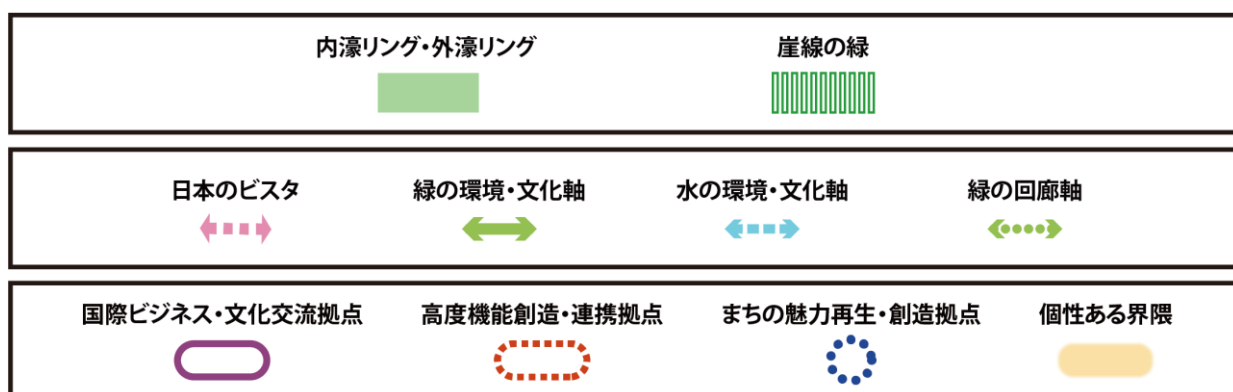
※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

- ・市街地再開発事業による住宅供給などにより、定住人口が回復
- ・飯田橋駅、市ヶ谷駅、九段下駅における駅周辺整備の機運の高まり
- ・集中豪雨による浸水被害の懸念

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

本地域において施策を展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていきます。

1. 歴史をつなぐ	・内濠・外濠の緑の保全、水質改善を進めます。 ・九段坂公園からの千鳥ヶ淵への眺望を確保するとともに、靖国神社の緑を保全します。 ・外濠に連なる斜面と外濠公園の緑を地域の骨格として一体的に保全していきます。 ・また、内濠・外濠のさくらの保全を推進します。
2. 空間をつなぐ	・日本橋川周辺では、まち側から川への視線が抜けるような建物の形状や配置等の工夫を促すとともに、川沿いの緑化や歩行空間の整備等によって水辺と一体となった環境を形成していきます。また水質改善、護岸形態の工夫により、生物が生息し自然浄化できる河川としていきます。 ・早稲田通り、代官町通り等、人々の回遊を促す道路では、街路樹の適切な維持管理・更新による緑豊かな歩行環境を形成します。
3. 安心をつなぐ	・日本橋川沿いは集中豪雨時に浸水被害が想定されていることから、雨水貯留・浸透機能を備えた緑の整備を重点的に実施します。
4. 人と街の縁 ^{えん} をつなぐ	・飯田橋駅周辺では、玄関口として駅前の象徴的な街並みを彩る緑化、東京大神宮や商店街の連続性を活かした沿道における緑の創出を促進します。 ・再開発等と連動して外濠公園や南北崖線、外濠や神田川・日本橋川と連携した緑の創出を検討します。 ・九段下駅周辺は、千代田区役所を始め行政機関が集積し訪れる人も多いことから、建物の機能更新の際には周辺の日本橋川、内濠、北の丸公園、靖国神社といった水や緑を人々がさらに身近に感じられるよう、公開性のある空間、眺望空間等の確保を促進します。 ・市ヶ谷駅周辺では、今後機能更新が行われる際には外濠や外濠公園と連携した緑の創出を検討していきます。
5. 未来につなぐ	・区民、企業等、商店会等、多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。
6. 緑とのつながりを創造する	・飯田橋・富士見地域まちづくり協議会を活用し、区民、大学、企業等・鉄道事業者等、地域の幅広い参画によるまちと緑のあり方について継続的に検討していきます。



神保町地域

1

本地域の特性

自然的環境

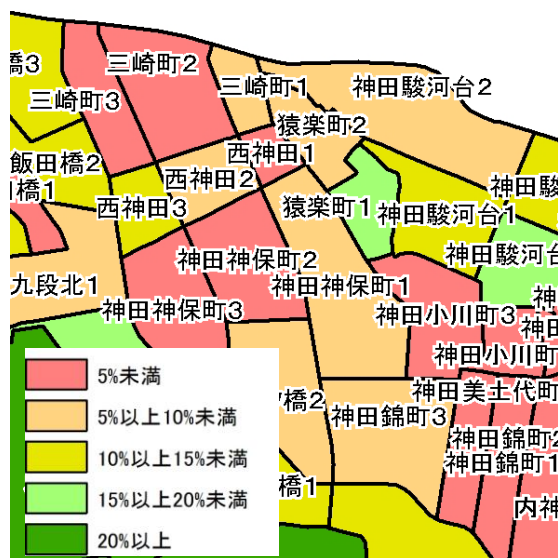
- ・坂道の多い地形であり、神田駿河台周辺の標高が高く、南側に向けて緩やかに傾斜しています。北側を神田川が、西側から南方向に日本橋川が流れています。

土地利用

- ・旗本屋敷として多くの武士が暮らしていた神保町は、住宅地として発展しました。古書店街、スポーツ店街等、個性ある界隈が存在します。旗本屋敷などの武家地では、屋敷や長屋が組み合わさっていたため、現在も街区が大きい一方で道幅は狭くなっています。

緑の現況

- ・本地域の緑被率は約7%と、区の平均(23.22%)を下回っています。特に個性的な界隈を形成するスポーツ用品店街や古書店街は、道路や建物が占める割合が高く、緑化余地が少ない状況にあります。一方、大学や病院が集積する神田駿河台では、とちのき通り等、街路樹を中心とした緑豊かな歩行空間が形成されています。



町丁目別緑被率

緑被率(%)	神保町		7.22
	(区平均)		23.22
公開空地 面積(ha)	神保町		2.4
	(7地域平均)		6.6
身近な公園(区立公園) 面積(ha)	神保町		0.7
	(区全域)		1.6
区民意識(みどりが多いまち)(%)	神保町		16.4
	(区平均)		22.1
在勤・在学者意識(緑が多い)(%)	神保町		5
	(区平均)		6.5

※区民意識は麹町・番町と太丸有・永田町は同地区。飯田橋・富士見は皇居等の範用を除く。

これまでの特徴的な取組み

- ◇開発にあわせ企業等が多様な樹種による街路樹を整備〔神田駿河台〕

- ・区民・企業・行政が連携し、生物多様性に配慮した多様な樹種による街路樹を整備しました。道路に隣接する企業等が街路樹の維持管理も実施し、企業の緑地と合わせて一体的な緑の空間が創出されています。



御茶ノ水仲通りの緑

2 本地域が見据える変化

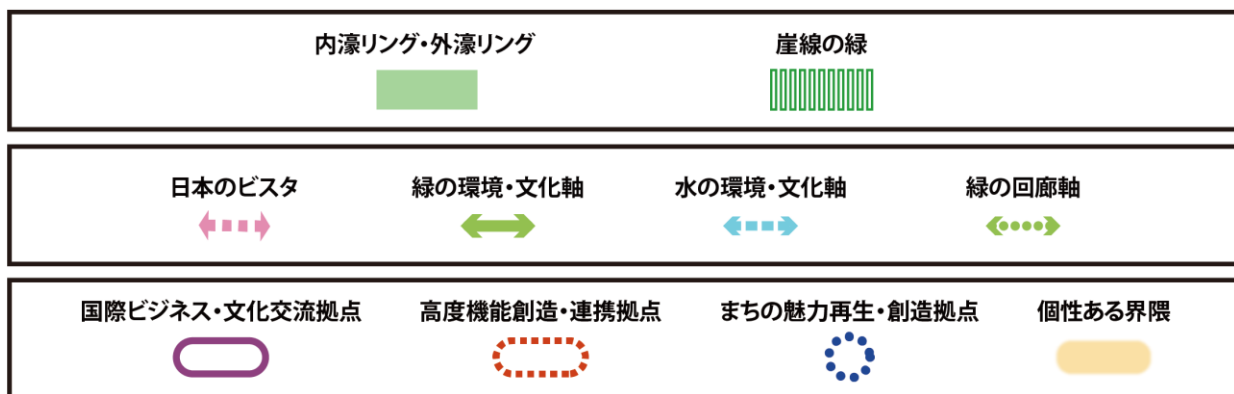
※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

- ・市街地再開発事業による住宅供給などにより定住人口が回復、若者層の人口は減少
- ・神田神保町などにおいて中小建物の老朽化が進行
- ・神田川・日本橋川氾濫や集中豪雨等による被害拡大の懸念

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

本地域において施策を展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていきます。

1. 歴史をつなぐ	・崖線に残る緑を保全するとともに、錦華公園など崖線周辺における緑地では、緑との連続性を意識して整備を行います。
2. 空間をつなぐ	・日本橋川周辺では、まち側から川への視線が抜けるような建物の形状や配置等の工夫を促すとともに、川沿いの緑化や歩行空間の整備等によって水辺と一体となった環境を形成していきます。 ・靖国通りの古書店街、白山通りの商店街などの骨格となる道路沿道では、街路樹を中心に潤いある景観とウォークアブルな空間形成を進めます。
3. 安心をつなぐ	・日本橋川沿いは集中豪雨時に浸水被害が想定されていることから、雨水貯留・浸透機能を備えた緑の整備を重点的に実施します。
4. 人と街の ^{えん} 縁をつなぐ	・働く人々の憩いの場となる整備に加え、地域の歴史・文化を感じさせるデザイン、地域の人々にとっても立ち寄りくつろぐことのできる空間の創出を促進します。 ・機能更新にあたっては、古書店街等、界隈の個性ある雰囲気 ^{えん} を継承できるように店先空間と通りの関係性を尊重しながら、敷地内の緑化、公開性のある緑地の創出を図ります。 ・緑化余地の限られる沿道敷地においても、地先園芸等により、歩行者の目線に入る緑の創出を進めます。
5. 未来につなぐ	・お茶の水仲通りにおける企業等と区の協定締結による街路樹と沿道敷地の一体的な緑化を先行事例とし、複数主体が連携して緑の創出・維持管理に取り組みます。
6. 緑とのつながりを創造する	・大学の学生や来訪者など、様々な人々が集まる本地域の特性を活かし、地域に住み、働き、滞在する多様な人が気軽に参加し、交流できる緑の活動の充実化を図ります。 ・神田駿河台においてはエリアマネジメント団体との連携等を中心に、街区全体での緑のあり方を議論します。



4 神田公園地域

1 本地域の特性

自然的環境

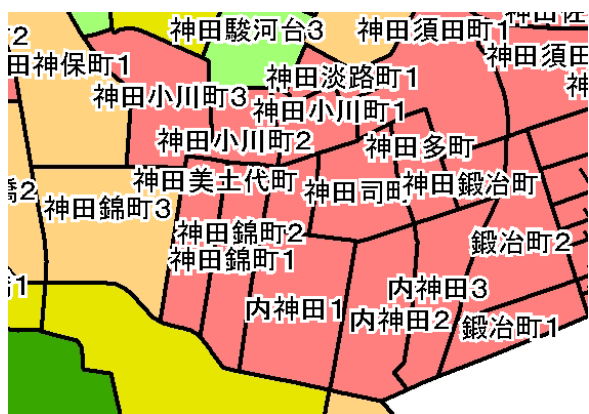
- ・低地部に位置し、平坦な地形が広がっており、地域の南側を日本橋川が流れています。

土地利用

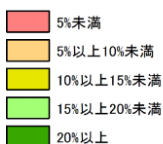
- ・町地が広がっていた本地域では、通りに面した商店と、狭い裏長屋で街並みが構成されており、狭い路地が縦横に入り組んでいます。昭和から続く神田駅西口商店街は全長 300mにわたって店舗が建ち並び、大手町に隣接していることから、働く人も多く、賑わいが見られます。
- ・出世不動尊、豊川稲荷神社、佐竹稲荷神社等、歴史を感じさせる資源が残されています。

緑の現況

- ・下町らしい細い路地が多い本地域では、緑化余地が限られることから、緑被率が5%未満と低い状況にあります。淡路町周辺は都市再生特別地区に指定され、市街地再開発事業等に伴い、公開空地が多く創出されています。



町丁目別緑被率



緑被率(%)	神田公園 (区平均)	3.71 23.22
公開空地 面積(ha)	神田公園 (7地域平均)	1.2 6.6
身近な公園(区立公園)面積(ha)	神田公園 (区全域)	0.8 1.6
区民意識(みどりが多いまち)(%)	神田公園 (区平均)	11.5 22.1
在勤・在学者意識(緑が多い)(%)	神田公園 (区平均)	1.4 6.5

※区民意識は麹町・番町と大丸有・永田町は同地区。飯田橋・富士見は皇居等の範囲を除く。

これまでの特徴的な取組み

◇多様な主体が連携し公共空間を活用した賑わいの創出〔神田警察通り〕

- ・平成 25(2013)年「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」策定後、平成 28(2016)年と平成 29(2017)年にパブリックスペースを活用し神田らしい賑わいづくりをめざして「神田警察通り賑わい社会実験」が行われ、企業、大学、自治会、行政等の多様な主体が連携することで道路空間の多様な活用の可能性の検証が行われました。
- ・エリアマネジメントにより、淡路公園とワテラス内広場を一体的に活用してマルシェ等が開催されています。



神田警察通りでの賑わい創出

2 本地域が見据える変化

※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

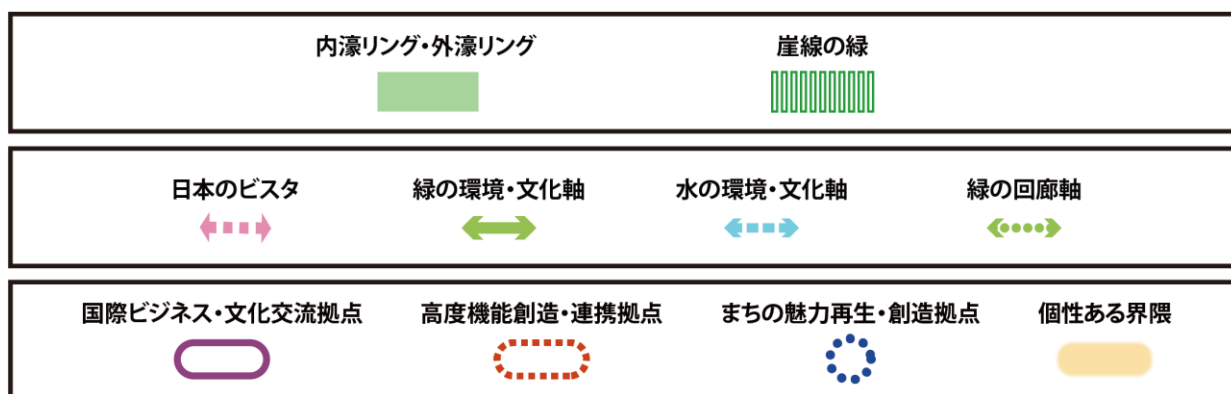
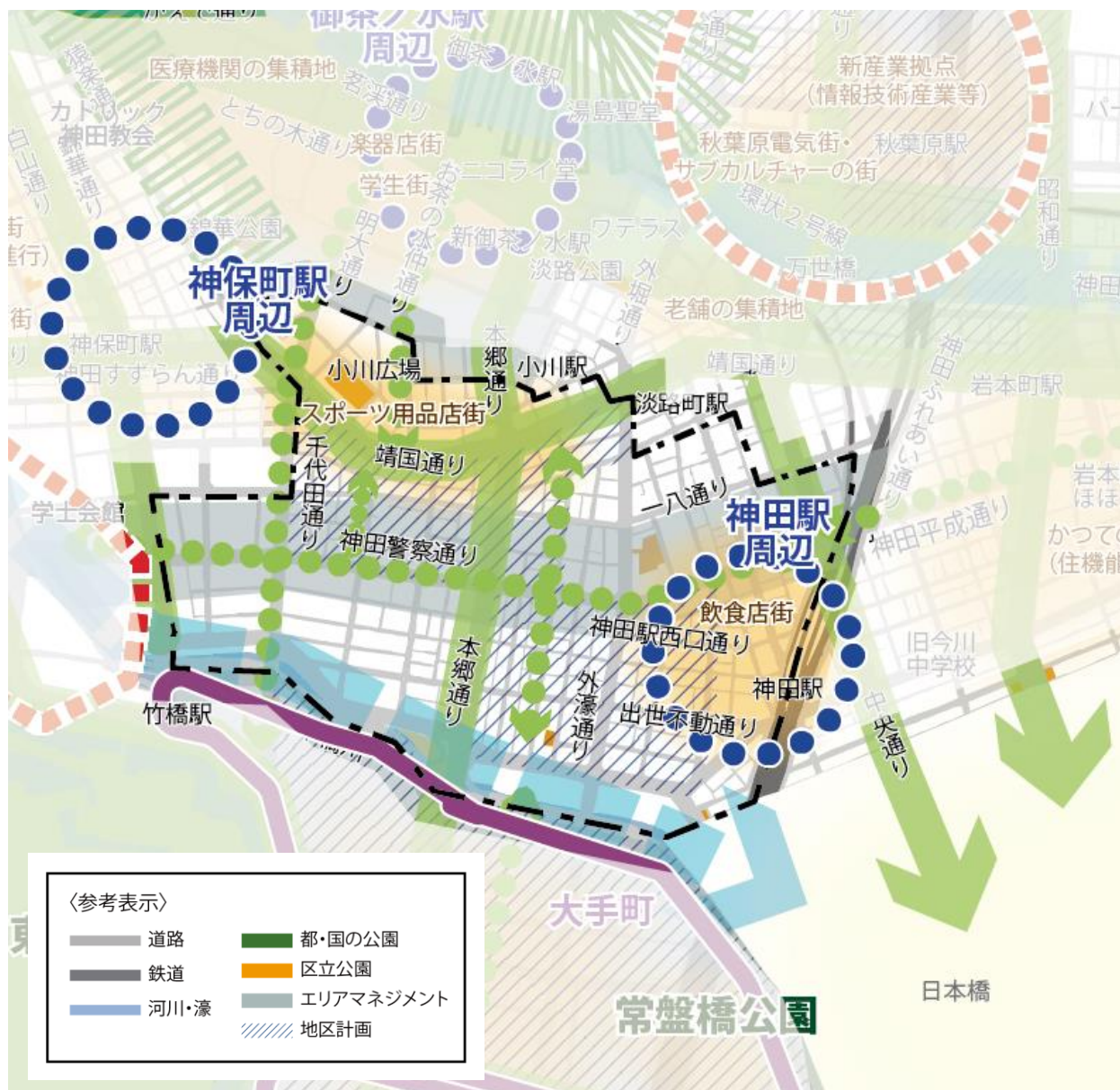
- ・集合住宅への建替えにより、単独世帯数が大きく増加し、定住人口が回復
- ・まちの味わいや奥行きを感じられる神田らしさの希薄化
- ・中小建物の老朽化が進行
- ・身近な緑や空地などの不足

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

本地域において施策を展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていきます。

1. 歴史をつなぐ	・下町らしい路地空間や、歴史を感じさせる資源の周辺に存在する樹木を、重要な景観要素として保全します。
2. 空間をつなぐ	・日本橋川の水辺を活用し、歩行空間の創出や緑化、橋詰等におけるポケットパークの整備等を通じて、潤いが連続する空間を創出します。 ・隣接する大手町と一体となった賑わいの創出を図り、日本橋川においては、兩岸一帯となった水辺活用を図ります。 ・緑化余地が限られる本地域においては、神田警察通りや靖国通り沿道における緑化を特に重視し、街路樹や沿道敷地の緑によって、地域における緑の骨格を形成します。 ・スポーツ用品店街、商店街等では、回遊と滞留をもたらす、沿道の魅力を演出する緑化を図ります。
3. 安心をつなぐ	・防災拠点の整備に際しては、平時には区民が憩うことのできる緑地を配置するとともに、雨水貯留・浸透機能を備えた緑を整備します。
4. 人と街の縁 ^{えん} をつなぐ	・下町の高密な市街地においては、路地空間を活かしながら、建物の建替え、リノベーションの機会に、緑とオープンスペースを創出するとともに、地先園芸等による緑化を促進します。 ・公園の再整備や緑地の創出の際は、神田地域の歴史・文化を感じさせるとともに、人々のクリエイティブな活動の舞台としての役割も果たせる整備を意識します。小川広場は、多様なひととコミュニティの力を醸成し、界隈性を活かす場としていきます。
5. 未来につなぐ	・エリアマネジメント団体等をはじめ、地域に住み、働き、滞在する多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。
6. 緑とのつながりを創造する	・神田警察通りなど、地域の骨格となる道路等を起点として、多くの区民、企業、来訪者等が参画する緑の活動の創出を図ります。 ・大手町エリアにおける緑の取組みとの連携による地域活動の充実を図ります。

4 緑の取組方針図



自然的環境

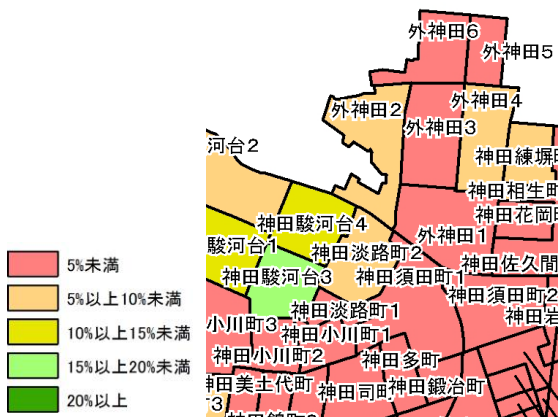
- ・地域の西端に位置する御茶ノ水駅周辺や神田明神が台地の東端部にあたり、地域の東側は平地上で平坦な地形が広がっています。地域の中心を神田川が東西に貫流しています。

土地利用

- ・秋葉原駅周辺は高度経済成長とともに世界有数の電気街・サブカルチャーのまちとして発展、多様な文化を発信し、多くの観光客が訪れる等、特に滞在人口が多いまちです。電気街と連携した世界的な IT 関連産業拠点の形成を目指してきました。
- ・神田明神や歴史を刻んだ老舗飲食店を中心に、界隈から下町らしさを感じることができます。また、電気街にも講武稻荷等の小さな歴史資源が残されています。

緑の現況

- ・武家屋敷を囲むように町地が広がっていた万世橋地域は、緑化余地が限られることから、全体的に緑被率が5%未満と低い状況にあります。地域西側では、神田駿河台に豊かな緑の空間が創出され、また江戸三大祭りの舞台である神田明神もまとまりある緑を形成しています。
- ・平成30年度の世論調査で、まちのイメージについて「緑が多いまち」と回答した人の割合は、和泉橋地区に次いで低い状況にあります。



町丁目別緑被率

緑被率(%)	万世橋	6.66
	(区平均)	23.22
公開空地 面積(ha)	万世橋	3.6
	(7地域平均)	6.6
身近な公園(区立公園)面積(ha)	万世橋	1.0
	(区全域)	1.6
区民意識(みどりが多いまち)(%)	万世橋	10.8
	(区平均)	22.1
在勤・在学者意識(緑が多い)(%)	万世橋	1.4
	(区平均)	6.5

※区民意識は麹町・番町と大丸有・永田町は同地区。飯田橋・富士見は皇居等の範囲を除く。

これまでの特徴的な取組み

◇エリアマネジメントによる道路アダプト [秋葉原]

- ・秋葉原タウンマネジメント株式会社が秋葉原西口において花植えを行っています。
- ・町会による道路アダプトが行われています。

◇企業等が公園と民間施設を一体的に整備 [末広町]

- ・アーツ千代田 3331 と同時に再整備された練成公園は、地域の様々な人が集う新たなコミュニティスペースを形成しています。



アーツ千代田 3331 と練成公園

2 本地域が見据える変化

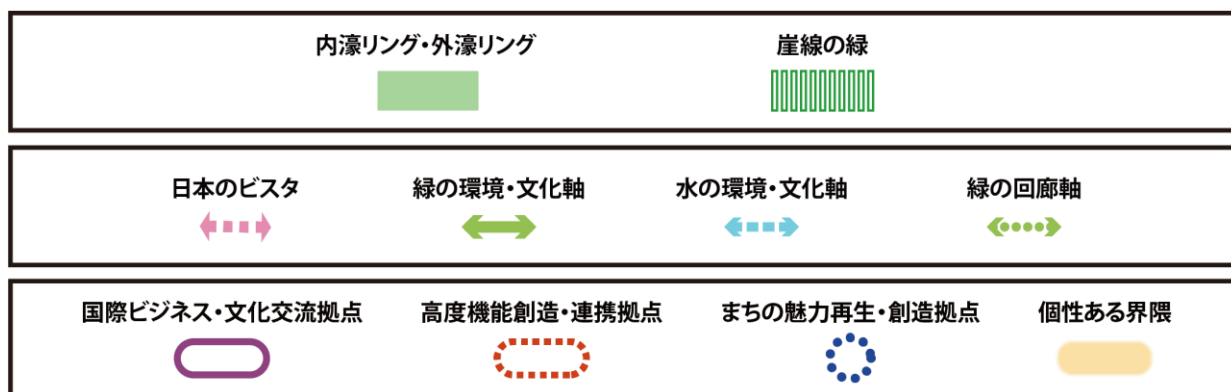
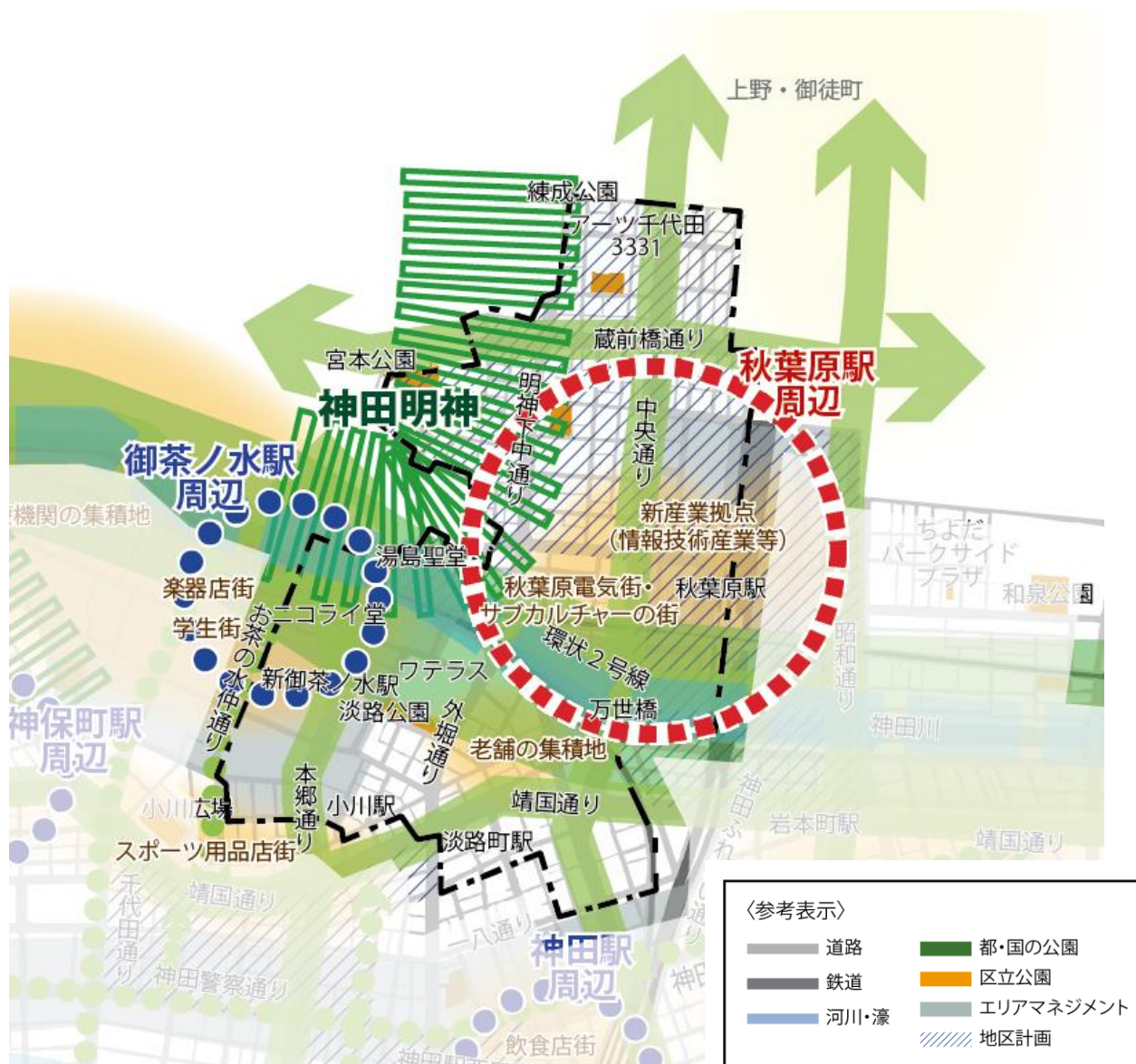
※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

- ・ファミリー層を中心とした定住人口の回復
- ・区内で最も多くの外国人観光客が来訪
- ・中小建物の老朽化が進行
- ・荒川氾濫や集中豪雨などによる被害拡大の懸念

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

本地域において施策を展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていきます。

1. 歴史をつなぐ	・ 神田川の水質改善や河川空間周辺の緑化等を通じて、神田川による外濠リングの質を高めます。 ・ 地域を象徴する神田明神の緑を保全します。
2. 空間をつなぐ	・ 神田川を本地域の緑の骨格と位置付け、将来的な舟運活用も視野にいて、水辺の歩行空間の整備、橋を活かした河川の眺望確保、沿川の緑化等によって水辺の活用を進めます。 ・ 神田川周辺を起点として、神田明神や神田駿河台の緑とのつながりを創出していきます。
3. 安心をつなぐ	・ 荒川の外水氾濫で浸水被害が懸念される秋葉原駅周辺等の地域東部では、雨水貯留・浸透機能を備えた緑の整備を重点的に実施します。 ・ 秋葉原駅周辺では、脱炭素社会の先導的役割を果たすべく、エネルギー消費の軽減等に資する緑化を図るとともに、非常時には情報発信が可能となる設備とオープンスペースの整備を進めます。
4. 人と街の ^{えん} 縁をつなぐ	・ 秋葉原駅周辺では、オフィスで働く人々にとっての憩いの空間となる緑地を創出するとともに、駅周辺や多くの人々が訪れるスポット周辺においては、国内からの観光客を迎え入れるおもてなしを感じさせる緑化を進めます。 ・ 神田須田町の老舗街等の界隈では、人々から愛される街並みを彩る路地園芸等を推進します。
5. 未来につなぐ	・ 道路アダプト等を中心に、地域に住み、働き、滞在する多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。
6. 緑とのつながりを創造する	・ アーツ千代田 3331 やワテラス・淡路公園等を、コミュニティを育む拠点としながら、緑の活動を通じて人々の交流機会を、地域全体に広げていきます。 ・ 国内外から多くの人々が訪れる地域特性を活かし、様々な人々に関わることのできる緑の活動創出を図ります。



1

本地域の特性

自然的環境

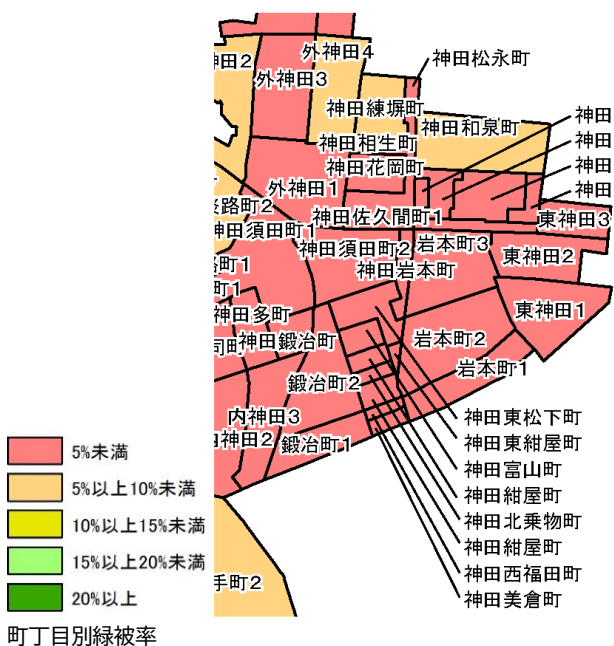
- ・かつて海だった範囲と平地部に位置し、平坦な地形が広がっています。地域の中心を神田川が東西に貫流しています。

土地利用

- ・繊維・金物・薬品等独特の問屋が集積、住商の混在する町として発展してきました。近年マンションの建替え等でファミリー世代の人口が増加しています。特に東神田一帯は夜間人口密度が高くなっています。

緑の現況

- ・町屋が高密度に広がっていた本地域は、緑化余地が限られ、また緑地も少ないことから、緑被率が5%未満の町丁目がほとんどです。和泉公園や、神田川の南側に点在する小規模な児童遊園等が、貴重なオープンスペースとなっています。
- ・秋葉原駅周辺に公開空地が創出されているが、他のエリアでは、企業等による公開性のある空地も限られています。マンションの建設等に伴い外構部を緑化し、道路側に緑の潤いが滲み出している敷地も点在しています。



緑被率(%)	和泉橋 (区平均)	3.58 23.22
公開空地 面積(ha)	和泉橋 (7地域平均)	0.6 6.6
身近な公園(区立公園)面積(ha)	和泉橋 (区全域)	1.0 1.6
区民意識(みどりが多いまち)(%)	和泉橋 (区平均)	3.4 22.1
在勤・在学者意識(緑が多い)(%)	和泉橋 (区平均)	0.6 6.5

※区民意識は麹町・番町と大丸有・永田町は同地区。飯田橋・富士見は皇居等の範囲を除く。

2 本地域が見据える変化

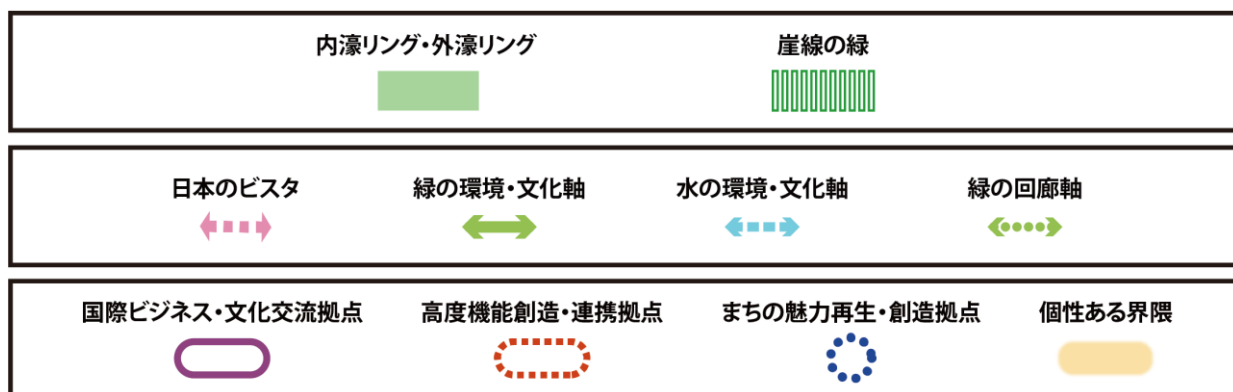
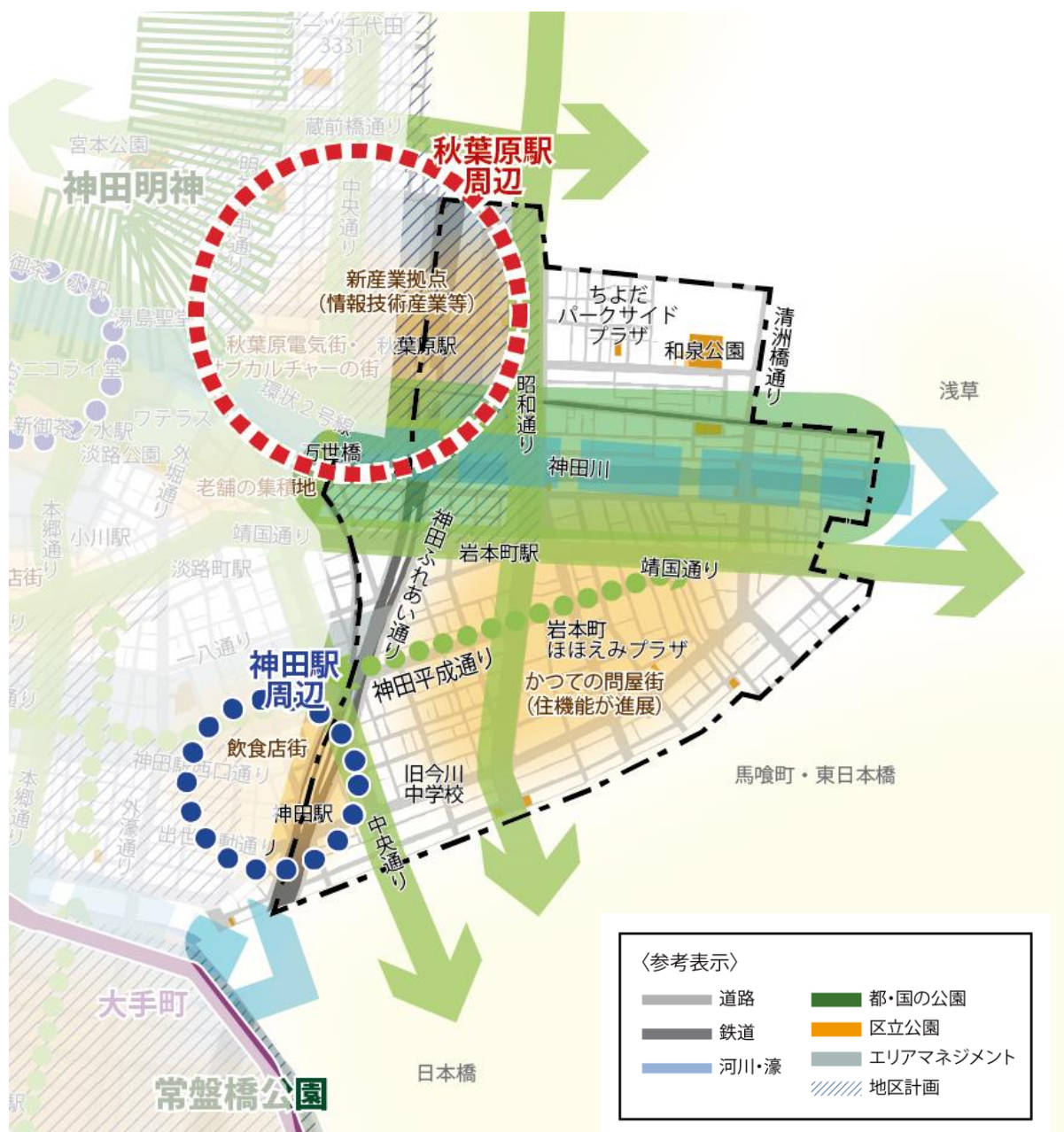
※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

- ・ファミリー層、子ども層を中心とした、区内で最大の定住人口の増加率
- ・かつての間屋街の界限性やコミュニティのつながりの希薄化
- ・中小建物の老朽化が進行
- ・荒川・神田川氾濫や集中豪雨などによる被害拡大の懸念

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

第5章に示す施策を本地域において展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組み方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていく。

1. 歴史をつなぐ	・ 神田川の水質改善や河川空間周辺の緑化等を通じて、本区を包む外濠リングの質を高め、また周辺区へと緑をつなげていきます。
2. 空間をつなぐ	・ 神田川における舟運活用も見据えながら、水辺の歩行空間の整備、橋を活かした河川への眺望確保等を進めます。 ・ 本地域の骨格である神田川沿いと靖国通り沿道において、水辺とのつながりを意識して、建築物のデザイン等を促進するとともに、空地の確保、重点的な緑化によって、潤いを感じられる空間のつながりを創出します。
3. 安心をつなぐ	・ 荒川・神田川の外水氾濫が発生した場合、本地域の大部分で浸水被害が懸念されるため、緑地において雨水貯留・浸透機能の整備を進めます。
4. 人と街の ^{えん} 縁をつなぐ	・ 問屋街としての昔ながらの生業や人の交流を生み、ものづくりやアートの活動の場となるよう、また増加するファミリー層や子どもが気軽に使えるよう、限られた緑地を有効に活用していきます。
5. 未来につなぐ	・ アダプト団体をはじめ、地域に住み、働き、滞在する多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。
6. 緑とのつながりを創造する	・ 長く地域に暮らす人と新たに住み始めた人、クリエイティブに活動する人など、様々な人々が集まり、緑に関する活動に関わりながら、新たな文化やコミュニティを育むような機会の充実を図ります。



自然的環境

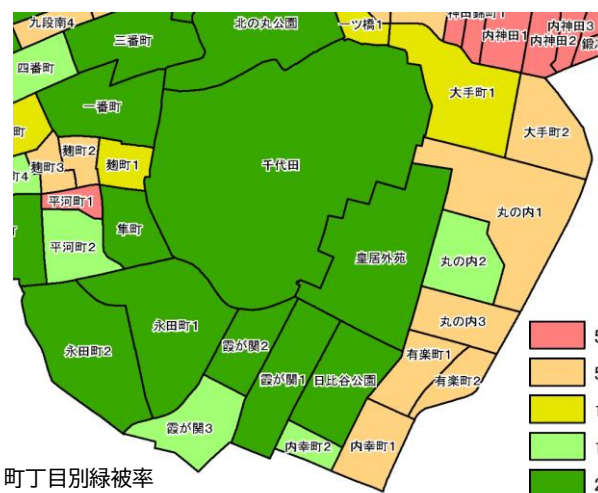
- ・皇居や内濠、日本橋川など、水と緑に囲まれています。かつて入江であった東側の大手町・丸の内・有楽町駅周辺・日比谷周辺と、台地上に位置する西側の永田町・霞が関エリアに大別されます。地域の南西では崖線が形成されており、大手町は日本橋川に接しています。

土地利用

- ・大手町・丸の内・有楽町駅周辺・日比谷周辺は、世界有数のビジネス拠点であり土地の高度利用が進んでいます。大名屋敷が立ち並んでいた街区構造を継承し、広幅員道路が直交し、大きな街区が形成されています。
- ・永田町・霞が関エリアは、大名屋敷が立ち並んでいた街区構造を基に、明治期以降の官庁集中計画に基づいた街区構造となっており、大半のエリアで政治・行政・司法機関の大規模な建築物が立ち並んでいます。

緑の現況

- ・大手町・丸の内・有楽町・日比谷周辺エリアは、都市開発諸制度が活用され、大規模・質の高い公開空地が数多く創出されています。行幸通りをはじめ、広幅員道路に街路樹が整然と並び、品格ある景観が形成されています。
- ・永田町・霞が関エリアでは、官公庁の敷地において、屋上緑化を含む緑化が行われています。日枝神社周辺では斜面樹林地が形成されています。
- ・こうした緑の分布により、大規模な建築物が建ち並ぶエリアでありながら、皇居、皇居外苑、日比谷公園等を除くと、千代田区内で最も緑が多い地域となっています。



緑被率(%)	大丸有・永田町 (区平均)	23.89
公開空地 面積(ha)	大丸有・永田町 (7地域平均)	25.3
身近な公園(区立公園)面積(ha)	大丸有・永田町 (区全域)	0.5
区民意識(みどりが多いまち)(%)	大丸有・永田町 (区平均)	36.3
在勤・在学者意識(緑が多い)(%)	大丸有・永田町 (区平均)	7
		6.5

※区民意識は麹町・番町と大丸有・永田町は同地区。飯田橋・富士見は皇居等の範囲を除く。

これまでの特徴的な取組み

◇Marunouchi Street Park

- ・区道である丸の内仲通りの芝生化や屋外客席の設置による道路空間利用を展開する取組みで、エリアマネジメント団体や企業等による Marunouchi Street Park 実行委員会によって主催されました。

2 本地域が見据える変化

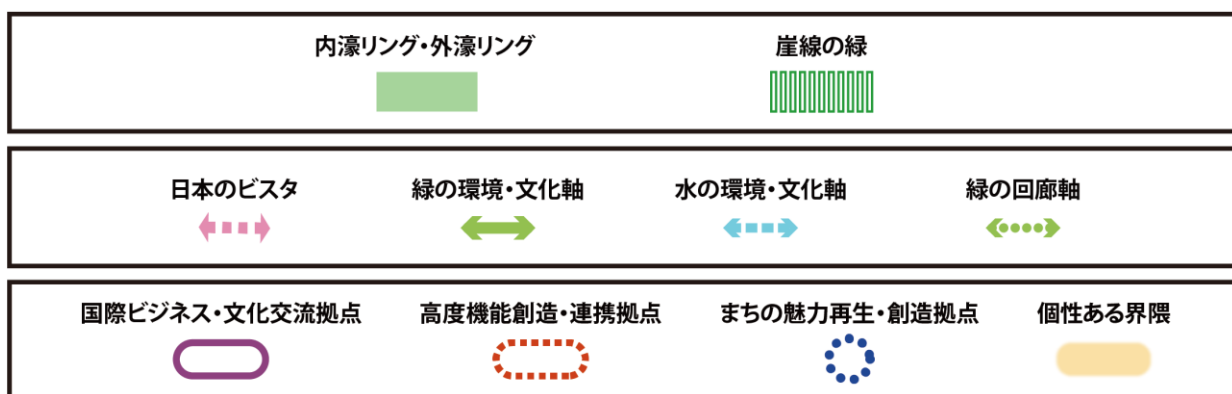
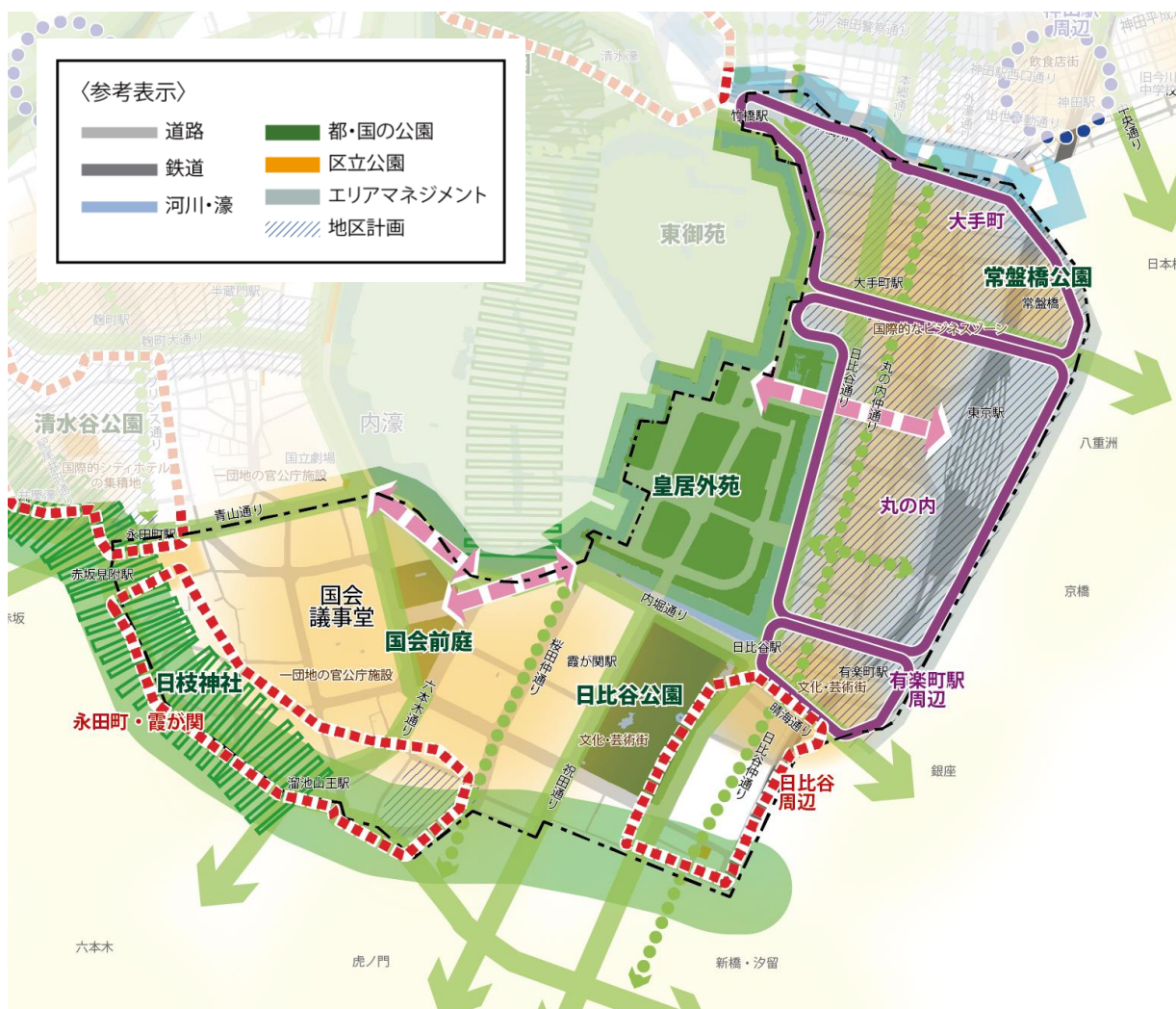
※千代田区都市計画マスタープラン「これからのまちづくり」より

- ・先駆的なエリアマネジメント活動の活性化
- ・都心の複合的な魅力創造によって、滞在する人が増加・多様化
- ・都心の風格ある景観を保全・継承する開発等の進展

3 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

本地域において施策を展開する際は、本地域の変化をふまえ、以下の取組方針を特に意識することで、緑の保全・創出・活用によって、本地域のまちづくりを加速させていきます。

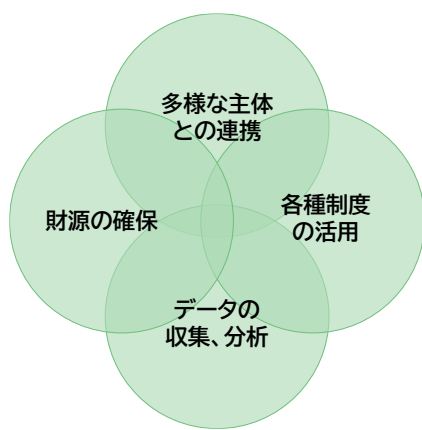
1. 歴史をつなぐ	・皇居外苑や日比谷公園、崖線や日枝神社の緑など本区の骨格となる緑を保全し、将来にわたり継承します。 ・内濠周辺においては、周辺街路も含め格調高い景観を継承していくとともに、水質改善に取組みます。
2. 空間をつなぐ	・日本橋川の橋詰や川沿いの空地进行を水辺への眺望点、サード・プレイスやイベント空間、また、神田方面の結節点として整備を図ります。 ・開発事業にあたっては、高質な空地の創出を誘導し、屋内空間と屋外空間の連携の取れた快適な都市空間の形成を図ります。 ・丸の内仲通りや日比谷通りでは、沿道に連続する緑を創出し、神田や新橋・虎ノ門など周辺エリアとの回遊性を高めます。 ・日比谷公園と周辺の道路、街区については、内幸町の開発事業等との連携により、公園とまちが一体となり回遊性の高い街区となるよう多様な関係者と協議を進めていきます。 ・永田町・霞が関エリアでは、街路樹と官庁用地の緑を連携させながら、適切に維持管理・更新することで、整然とした街並みを継承していきます。
3. 安心をつなぐ	・大規模災害時における災害対応の重要な活動空間として、広幅員道路や大規模な緑地を活用します。 ・荒川の氾濫が発生した場合、浸水被害が懸念されるため、雨水貯留・浸透機能を備えた緑の整備を重点的に実施します。
4. 人と街の ^{えん} 縁をつなぐ	・都市再生の動きや首都高速道路の地下化、東京高速道路の緑道化等の周辺区における開発と連動しながら、国際的なビジネス交流、都心における新たなスタイルの滞在・活動の広がりに対応し、多様なひとが緑に触れ、豊かな時間を過ごすことのできる緑地を創出します。 ・企業やエリアマネジメント団体等との連携により、道路や公開空地等を積極的に活用しながら、新たな交流機会を様々な方法で提供していきます。 ・常盤橋公園は、史跡としての歴史性を継承しつつ、水辺の特性を活かしながら東京駅の新たな玄関口として神田・日本橋エリアとの回遊性に貢献する再整備を進めます。
5. 未来につなぐ	・エリアマネジメント団体等と連携し、創出された高質な緑地を、多様な人が関わりながら、維持管理していきます。
6. 緑とのつながりを創造する	・エリアマネジメント団体等による先進的・革新的な取組み、社会実験等と積極的に連携を図ります。区内の他地域への展開も見据えながら、本地域で得られた成果を蓄積・検証していきます。



第7章 計画のマネジメントの方針

1 計画の推進体制

1 計画の推進の基本的な考え方



計画の推進に必要な要素

本区の緑が多様な機能を発揮するには、様々な主体が個々に取り組むだけでなく、互い連携しながら、限られた資産や人材を有効に活用していくことが必要となります。区は、様々な主体の連携の促進と支援に積極的に取り組みます。

具体的には、区民や企業、大学、エリアマネジメント団体等、本区のまちづくりを担う主体と協働するとともに、在勤者や来訪者等が緑の活動に参画できる機会づくりを進めます。また、東京都、国、周辺区との連携を強化していきます。

取組みを展開する上では、都市緑地法や都市公園法、都市再生特別措置法等の各種制度を活用するとともに、エリアマネジメントや地区計画、アダプト制度等によって区民等との連携体制を構築します。区自主財源の活用だけでなく、東京都や国からの支援・助成、民間活力等の活用など、多様な手法で取組みのための財源を確保していきます。また、区民や企業等に対しては、区から支援・助成を行うとともに、ガイドライン等を活用して、より良い取組みを誘導していきます。

さらに、社会の変化等に応じて、様々な取組みを改善、より充実させていくため、本区の緑に関するデータを収集、分析していきます。

2 区民・企業等との連携

区民、企業等に対して、本計画が目指す緑の将来像への理解を求めるとともに、区民・企業等の自主的な取組み、創意工夫に対する支援の充実に努めます。また、緑の活動団体やエリアマネジメント団体等が立案した地域における緑の取組み、社会実験等に対して、区も積極的に連携を図ります。

3 都・国・周辺区との連携

地域の実情に精通する基礎自治体として、また首都東京のフロントランナーとして、東京都と国に対して、本計画に基づく緑施策の連携との連携、参画を働きかけていきます。道路や公園をはじめ都や国の施設等における緑化や緑地の創出、河川管理等、東京都が担う開発指導等の行政事務において、積極的に連携を図ります。さらに、区内における都や国による取組みによって創出される緑の状況等を本区においても把握し、区の取組みとの連携によって、より良い緑が創出される時には、区から積極的に働きかけていきます。

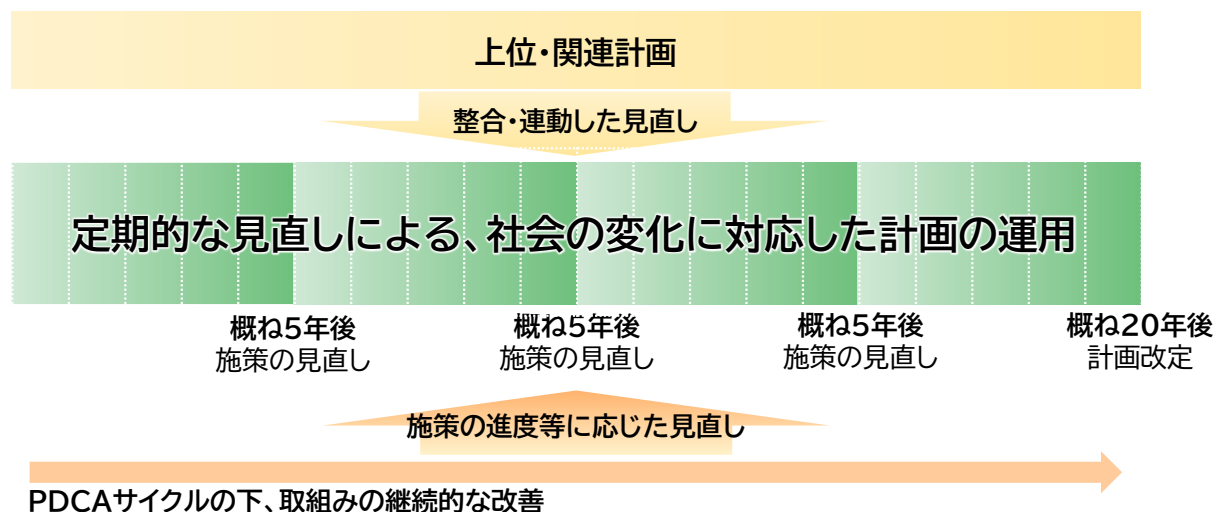
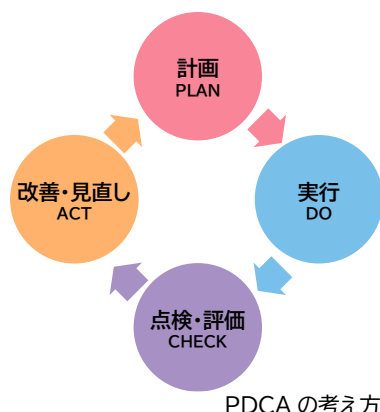
また、本区が隣接する周辺区とは、行政界をまたぐ道路の一体的・連続的な緑化に向けた協議や先進的な取組等についての情報共有など、連携を一層深めていきます。

2 計画の進行管理

本計画は概ね 20 年後を展望する長期的な計画です。しかし、社会・経済状況の急激な変化、人々のニーズの多様化、緑とオープンスペース等に関わる新たな制度の創設などにも機動的に対応する必要があります。そのため、定期的に取り組状況を把握しながら、必要な見直しを検討する必要があります。

具体的には、5 年ごとに、施策の進捗、目標値の達成状況等を確認、評価し、必要に応じて、計画に位置付けられる施策の見直しを図ります。計画の中間期にあたる概ね 10 年後に、本計画全体の中間見直しを検討し、見直しが必要となる場合には区民・企業等の意見を幅広く反映します。計画期間が終了する概ね 20 年後には、20 年間の計画の成果を評価した上で、計画の改定を検討します。

また、上位計画である本区の基本構想・基本計画、都市計画マスタープランや、東京都が定める緑に関する計画等との整合・連動を図り、当該計画の見直しが行われる場合には、本計画の見直しの必要性をその都度検討します。



3 緑施策の進化に向けて

1 最新の状況の継続的な把握とデータの分析・活用

まち・人・社会の変化に応じて柔軟に緑施策を改善していくため、最新の状況の把握に努め、エビデンスに基づく施策立案（EBPM）を進めます。具体的には、定期的な緑被状況の調査と GIS（地理情報システム）等を活用した詳細分析、緑に関する区民意識の継続的な調査を実施するとともに、緑やオープンスペースの活用状況などエリアマネジメント団体等が収集、作成するデータについても積極的な活用を図ります。

また、本区における緑をより快適に楽しめるものとするため、企業・大学等と連携し、デジタル技術を活用して緑の位置や種類、生物多様性等に関する情報の発信に取り組みます。

2 社会実験と社会実装の展開

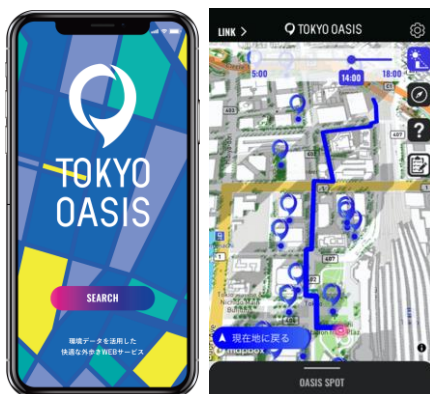
エリアマネジメント団体等による創造的・革新的な緑の取組みの試行を、未来につながる社会実験と位置付け、区としても積極的に支援していきます。あわせて、成功した取組み、先進的な取組みを、区内他地域へ波及させ、社会実装していくための支援や制度の構築を図ります。

- 民間による創意工夫 -

近年、本区では民間による質の高い緑の創出が進んでいます。

令和2年、Marunouchi Street Park 実行委員会による「丸の内ストリートパーク 2020」が、国土交通省の「グリーンインフラ大賞」の都市空間部門における「国土交通大臣賞」を受賞しました。この取組は、丸の内仲通りの区道部における天然芝の敷設、飲食店舗の屋外客席の増設等を行うとともに、快適な外歩き WEB サービス「TOKYO OASIS」の建物や樹木の日陰ルートを検索できる機能を活用したものであり、産官学の多様な主体が連携して実施したことや、緑の多機能性を人流および温湿度センサーやアンケートによって検証した点が評価されています。

こうした民間による創意工夫が今後も期待され、行政も積極的に支援していくことが求められます。



3 制度や体制の見直しと創設

緑地の保全創出、緑化、緑の活動への支援等について様々な制度を運用していますが、区民や企業等のニーズ、まちの変化等に応じて、柔軟に見直すとともに弾力的な運用を図り、また必要な制度や体制の創設を検討していきます。

資料編

1 計画策定の経緯

1 主な検討経過

年 度	日 付	経 過	議 題 等
令和元 (2019)	11月6日	第1回 千代田区緑の基本計画 検討委員会	・千代田区緑の基本計画の改定の背景について ・計画改定の主な論点（案）について ・改定計画の骨子（案）について
	2月14日	第2回 千代田区緑の基本計画 検討委員会	・第1回検討委員会における主な意見 ・改定計画における強化ポイントについて
令和2 (2020)	10月16日	第3回 千代田区緑の基本計画 検討委員会	・前年度までの議論の整理と今年度の検討課題について ・計画改定案（基本的な方向性）について ・計画改定案（緑の配置方針）について
	3月29日	第4回 千代田区緑の基本計画 検討委員会	・第1章・第2章の構成の変更について ・基本理念について ・将来像実現に向けた施策の展開について ・地域別の緑の方針について ・計画のマネジメントの方針について
令和3 (2021)	6月5日 ～6月21日	パブリックコメント	・改定素案に対するパブリックコメントを実施
	〇月〇日	第5回 千代田区緑の基本計画 検討委員会（予定）	

2 千代田区緑の基本計画検討委員会 委員名簿

		氏 名	現 職	備考
学識経験者		横張 真 (委員長)	東京大学大学院工学系研究科 教授	
		木村 智子	コミュニティデザインオフィス 「スマイルプラス」代表	
		三友 奈々	日本大学理工学部 助教	
有 識 者	事業者	重松 眞理子	一般社団法人不動産協会	
	生物多様性	竹内 和也	大丸有環境共生型まちづくり推進 協会ゼネラル・プロデューサー	
		浦嶋 裕子	三井住友海上火災保険株式会社 総務部地球環境・社会貢献室 課長	
	アダプト団体	石井 雅幸	大妻女子大学 教授	
		志村 初江	外神田松住町町会 婦人部長	
公募区民		田熊 清徳		
		石垣 曜子		
区職員		印出井 一美	環境まちづくり部長	令和3年度から
		小川 賢太郎		令和2年度
		松本 博之		令和元年度
		加島 津世志	まちづくり担当部長	令和2年度から
		大森 幹夫		令和元年度
		夏目 久義	環境まちづくり部環境政策課長	
		谷田部 継司	環境まちづくり部道路公園課長	
		亀割 岳彦	政策経営部企画課長	
事務局		千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課		

2

千代田区の緑に関するデータ

1

緑被の状況（千代田区緑の実態調査及び熱分布調査[平成30年度]より）

緑被等の面積

緑被等区分	面積 (ha)	率 (%)
緑被地	270.76	23.22
樹木地	223.21	19.14
草 地	36.69	3.15
屋上緑化（樹木地）	5.08	0.44
屋上緑化（草地）	5.78	0.50
水 面	61.43	5.27
裸 地	7.12	0.61
人工構造物(建物、道路等)	826.69	70.90
合計	1,166.00	100.00

地域別の緑被の状況

上段：面積 (ha)、下段：面積率

地域名	面積	緑 被 地					水面	裸地
			樹木地	草地	屋上緑化 (樹木地)	屋上緑化 (草地)		
麴町・番町地域	175.89	39.70	34.38	2.73	1.68	0.92	1.63	2.26
	-	22.57%	19.55%	1.55%	0.96%	0.52%	0.93%	1.29%
飯田橋・富士見地域	312.14	133.33	114.82	17.34	0.60	0.57	44.43	2.23
	-	42.71%	36.78%	5.56%	0.19%	0.18%	14.23%	0.71%
大手町・丸の内・有 楽町・永田町地域	331.90	79.31	59.19	15.71	1.14	3.26	10.20	1.72
	-	23.89%	17.84%	4.73%	0.34%	0.98%	3.07%	0.52%
神田公園地域	73.66	2.74	2.36	0.04	0.21	0.13	0.35	0.28
	-	3.71%	3.20%	0.05%	0.29%	0.18%	0.48%	0.38%
神保町地域	95.75	6.92	5.82	0.27	0.50	0.32	1.36	0.28
	-	7.22%	6.08%	0.29%	0.52%	0.34%	1.42%	0.29%
和泉橋地域	97.31	3.48	2.60	0.24	0.42	0.22	2.41	0.20
	-	3.58%	2.67%	0.25%	0.44%	0.22%	2.48%	0.20%
万世橋地域	79.35	5.28	4.04	0.35	0.52	0.36	1.06	0.15
	-	6.66%	5.10%	0.45%	0.66%	0.46%	1.33%	0.19%
区全域	1,166.00	270.76	223.21	36.69	5.08	5.78	61.43	7.12
	-	23.22%	19.14%	3.15%	0.44%	0.50%	5.27%	0.61%

*面積割合は四捨五入により集計値があわない場合がある

2 公園の状況

①都市公園・児童遊園・広場一覧

区立公園の種類

- 都市公園 — 都市公園法に基づいて設置される公園であり、千代田区都市公園条例（昭和 34 年千代田区条例第 7 号）に基づいて管理される施設
- 児童遊園 — 地方自治法及び千代田区立児童遊園条例（昭和 40 年千代田区条例第 9 号）に基づいて設置及び管理される施設
- 広場 — 千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱（平成 3 年千代田区決定）に基づいて設置及び管理される施設

種別・名称		位置	面積 (㎡)	開設年次 (年)	都市計画	備考
都市公園	宮本	外神田二丁目 16-9	3,312.39	明治 45	街区	市区改正
	芳林	外神田三丁目 5-18	1,953.81	昭和 5	街区	震災復興
	東郷元帥記念	三番町 18	7,119.43	昭和 4	街区	
	練成	外神田六丁目 11-19	1,993.38	昭和 6	街区	震災復興
	錦華	神田猿楽町一丁目 1-2	2,758.97	昭和 4	街区	震災復興
	淡路	神田淡路町二丁目 27	3,000.02	昭和 5	街区	震災復興
	西神田	西神田二丁目 3-11	2,084.42	昭和 5	街区	震災復興
	神田児童	神田司町二丁目 2	2,179.37	昭和 6	街区	震災復興
	神田橋	神田錦町一丁目 29	1,843.66	昭和 6	街区	市区改正
	佐久間	神田佐久間町三丁目 21	1,050.81	昭和 12	街区	
	三宅坂小	隼町 4-3	802.41	昭和 26		
	竜閑児童	岩本町一丁目 14-1	261.61	昭和 37		
	常盤橋	大手町二丁目 7-2	2,596.00	昭和 8	街区	
	清水谷	紀尾井町 2-1	10,701.17	明治 23	総合	市区改正
	千鳥ヶ淵	麴町一丁目 2、一番町 2	15,845.60	大正 8	総合	
	九段坂	九段南二丁目 2-18	2,043.71	昭和 40	総合	
	富士見児童	富士見一丁目 1-16	623.72	昭和 48	街区	
	神保町愛全	神田神保町二丁目 20-3	400.00	昭和 50	街区	
	和泉	神田和泉町 1-300	4,607.71	昭和 54	街区	
	秋葉原	神田佐久間町一丁目 18	704.99	昭和 60	街区	
内神田尾嶋	内神田一丁目 5-14	386.76	平成 9	街区		
外濠	富士見 2 丁目他	38,794.92	昭和 2	緑地		

種別・名称		位置	面積 (㎡)	開設年次 (年)	都市計画	備考
児童遊園	錦三会	神田錦町三丁目 3	124.00	昭和 24		
	地蔵橋東	岩本町一丁目 1-1	307.00	昭和 26		
	地蔵橋西	神田美倉町 10	67.00	昭和 26		
	堀留南	九段北一丁目 6-9	195.00	昭和 26		
	三崎町	神田三崎町二丁目 12-12	73.17	昭和 27		
	和泉橋南東	岩本町三丁目 11-16	197.61	昭和 31		
	和泉橋南西	神田岩本町 15	92.79	昭和 31		
	美倉橋北	神田佐久間河岸 92 先	96.00	昭和 31		
	俎橋	九段北一丁目 1-1	252.33	昭和 33		
	堀留北	飯田橋二丁目 1-1	189.00	昭和 33		
	美倉橋東	東神田二丁目 8-16	163.00	昭和 34		
	美倉橋西	東神田二丁目 3-1	183.00	昭和 34		
	左衛門橋北	東神田三丁目 1-17	79.00	昭和 34		
	左衛門橋南	東神田二丁目 8-1	108.00	昭和 35		
	鎌倉	内神田三丁目 1-2	89.00	昭和 36		
	佐久間橋	神田佐久間町一丁目 11	357.86	昭和 40		
	お玉が池	岩本町二丁目 5-1	158.67	昭和 44		
	いずみ	神田和泉町 1	352.79	昭和 45		
	中坂	九段北一丁目 13-1	87.92	昭和 46		
	神三	神田神保町三丁目 10	188.42	昭和 46		
	飯田橋	富士見二丁目 9-1	476.75	昭和 48		
	五番町	五番町 12 先	2,271.00	昭和 49	緑地	
	岩本町二丁目	岩本町二丁目 18-6	205.82	昭和 49		

種別・名称		位置	面積 (㎡)	開設年次(年)	都市計画	備考
広場	麹町こどもの	麹町六丁目 2 番地先	571.00	昭和 55		
	飯田橋こどもの	飯田橋三丁目 12 番地 3 号	244.00	昭和 46		
	昌平橋東橋詰	外神田一丁目 1 番 1 号	85.95	昭和 49		
	昌平橋西橋詰	外神田二丁目 1 番 17 号	67.71	昭和 63		
	四ッ谷駅前	麹町六丁目 6 番地先	658.80	昭和 51		
	内幸町	内幸町一丁目 5 番 1 号	1,357.28	平成 8		
	小川	神田小川町三丁目 6 番地	3,179.63	平成 9		
	西神田けやきの	西神田三丁目 36 番地	342.39	平成 11		
	隼町	隼町 1 番地	395.24	平成 11		
	岩本町馬の水飲	岩本町三丁目 10 番先	379.45	平成 11		
	西神田百樹の	西神田三丁目 39 番 2	808.87	平成 17		
	秋葉原東口	神田佐久間町一丁目 22 番地先	779.86	平成 18		
	大和橋	岩本町三丁目 6 番地先	137.54	平成 18		
	秋葉原中央令和	神田松永町 200 番地	191.43	令和元		

②都市計画公園・緑地（東京都市計画で決定されているもの）

- 街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 ha 未満の規模のもの。
- 総合公園 主として1の区市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で面積10ha以上50ha未満のもの。
- 特殊公園（風致公園） 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。
- 緑地 主として自然環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とするもの。

（都市計画運用指針）

公園	都市計画の名称	都市公園等		摘要
		名称	面積（ha）	
総合	紀尾井町	清水谷	1.07	区立公園
	中央 （計画決定面積 155.92ha）	日比谷	16.16	都立公園
		千鳥ヶ淵	1.58	区立公園
		九段坂	0.15	区立公園
		皇居東御苑	20.74	国民公園
		皇居外苑	95.80	国民公園
		北の丸	19.33	国民公園
		千鳥ヶ淵戦没者墓苑	1.61	国民公園
風致	霞ヶ関	国会前庭	5.49	国民公園
	富士見町	靖国神社境内地	未開設	
緑地	外濠	外濠	2.6	区立公園
	（計画決定面積 26.63ha）	五番町	0.23	区立児童遊園

都立・国民公園 令和2年4月1日現在 東京都都市計画公園緑地等調書

3 街路樹の状況

道路種別ごとの街路樹（高木）本数

道路種別	街路樹（高木）本数
国道	1,199 本
都道	約 3,600 本
区道	4,948 本
合計	約 9,747 本

4 都市開発諸制度による緑地の確保状況（平成 10 年から平成 30 年）

●平成 9 年までに整備された面積（195,490 m²）の約 2.5 倍の緑地を確保。

都市開発諸制度等	創出空地面積（m ² ）	割合（％）
再開発等促進区を定める地区計画	64,658	13.3
特定街区	86,926	18.0
高度利用地区	13,375	2.7
総合設計（都）	187,600	38.6
総合設計（区）	5,542	1.1
都市再生特別地区	87,082	18.0
地区計画による担保	27,350	5.6
大丸有地区の一般設計	12,960	2.7
合計	485,493	100.0

5 緑視率調査結果

①調査日時

・ 2019 年 7 月 22 日（月）、7 月 25 日（木）、7 月 26 日（金）

②調査方法

◇街路で撮影する場合

- ・ 1 街区の街路の両端から向い合せに撮影。
- ・ 街路の距離が 70m より長い場合、街路中央から両端方向へも撮影。

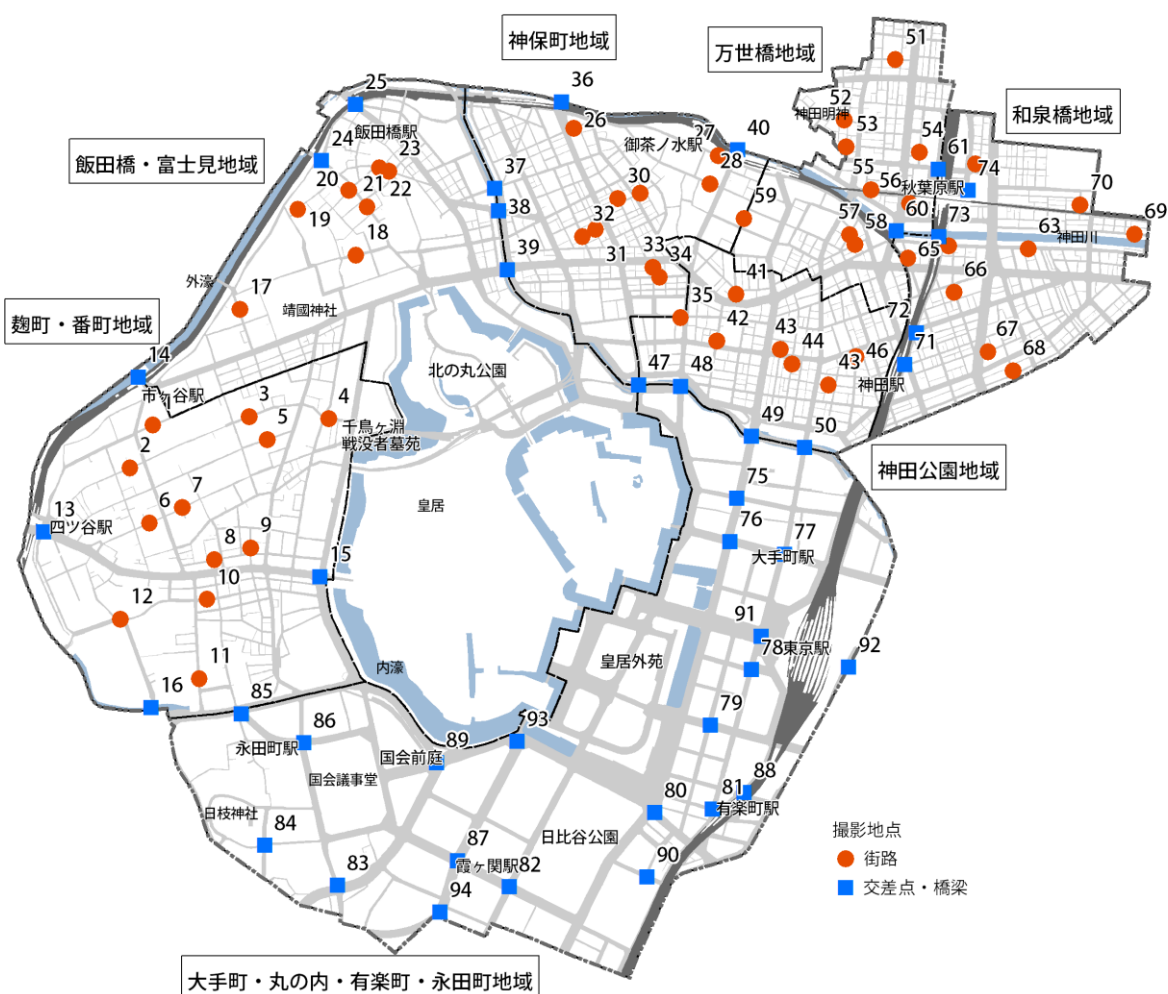
◇交差点・橋梁で撮影する場合

- ・ 四隅で対角線上に 4 方向を撮影。
- ・ 橋梁の場合、橋梁の左右歩道の中央部から道路方向および河川方向を撮影。

③緑視率の算出方法

- ・ 1 地点で複数方向に撮影、各写真に占める緑の割合をそれぞれ計測し、その平均値を 1 地点の緑視率として算出しました。本調査における緑視率の算出範囲は、幹、枝を含む樹木や草花（水面は含まない）としています。

④調査地点



⑤各地点の緑視率

地域	地点	緑視率
麴町・番町地域	1	14.3
	2	6.0
	3	21.9
	4	15.2
	5	19.6
	6	12.6
	7	8.5
	8	17.4
	9	16.5
	10	9.5
	11	32.4
	12	9.8
	13*	12.8
	14*	6.0
	15*	12.6
	16*	17.8
飯田橋・富士見地域	17	6.3
	18	19.5
	19	27.9
	20	14.0
	21	18.7
	22	28.5
	23	2.7
	24*	9.5
神保町地域	25*	1.2
	26	7.9
	27	12.2
	28	34.2
	29	8.6
	30	8.8
	31	9.1
	32	1.0
	33	1.5

地域	地点	緑視率
神保町地域	34	12.9
	35	32.2
	36*	7.3
	37*	13.8
	38*	13.7
	39*	6.3
	40*	14.5
神田公園地域	41	14.1
	42	2.6
	43	15.7
	43	1.5
	44	1.6
	46	0.1
	47*	10.6
	48*	4.7
	49*	8.4
	50*	6.8
万世橋地域	51	1.9
	52	1.1
	53	4.2
	54	14.7
	55	9.8
	56	0.9
	57	10.4
	58	8.4
	59	31.7
	60*	3.0
和泉橋地域	61*	2.7
	62	17.8
	63	15.7
	64	22.4
	65	2.7
	66	11.8

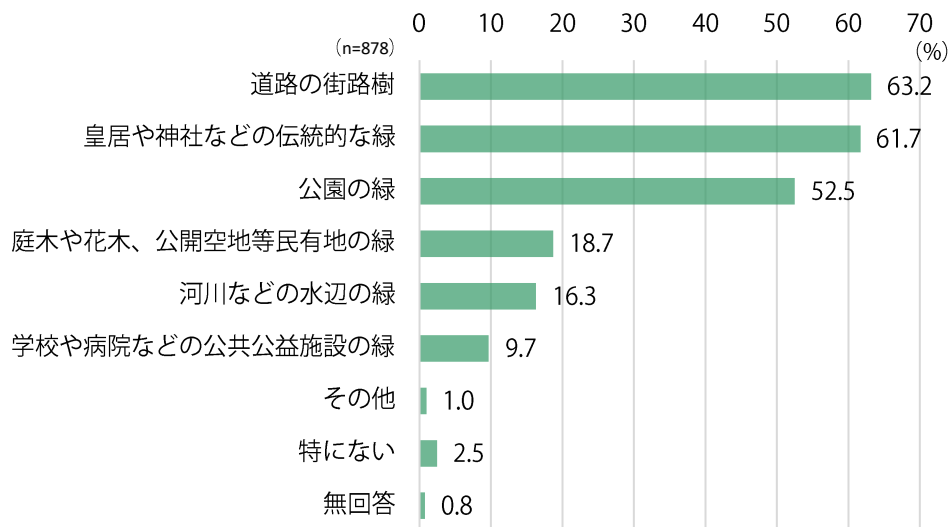
地域	地点	緑視率
和泉橋地域	67	3.5
	68	20.0
	69	5.4
	70	6.3
	71*	0.7
	72*	4.8
	73*	1.0
	74*	14.0
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	75*	8.0
	76*	8.6
	77*	8.5
	78*	10.6
	79*	12.8
	80*	7.2
	81*	8.1
	82*	11.5
	83*	15.2
	84*	21.4
	85*	8.1
	86*	17.0
	87*	12.2
	88*	14.1
	89*	12.9
	90*	4.8
	91*	7.2
	92*	6.1
	93*	18.2
	94*	4.3

*交差点、橋梁での撮影

6 緑に関する主な区民意識（第46回千代田区民世論調査結果[令和元年度]）

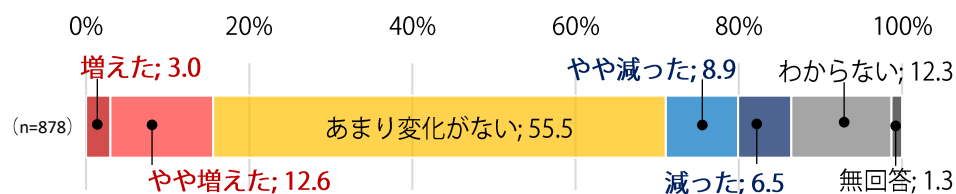
緑に接する機会

問 あなたがお住まいの地域では、どのような緑に接することが多いですか。（〇はいくつでも）



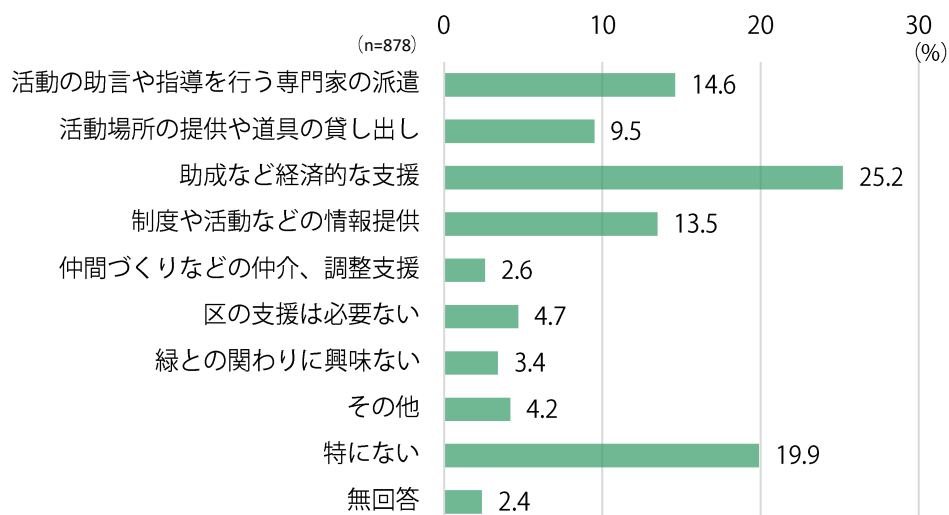
お住まいの地域の緑の増減

問 ここ10年くらいであなたがお住まいの地域の緑は増えてきていると思いますか。（〇は1つ）



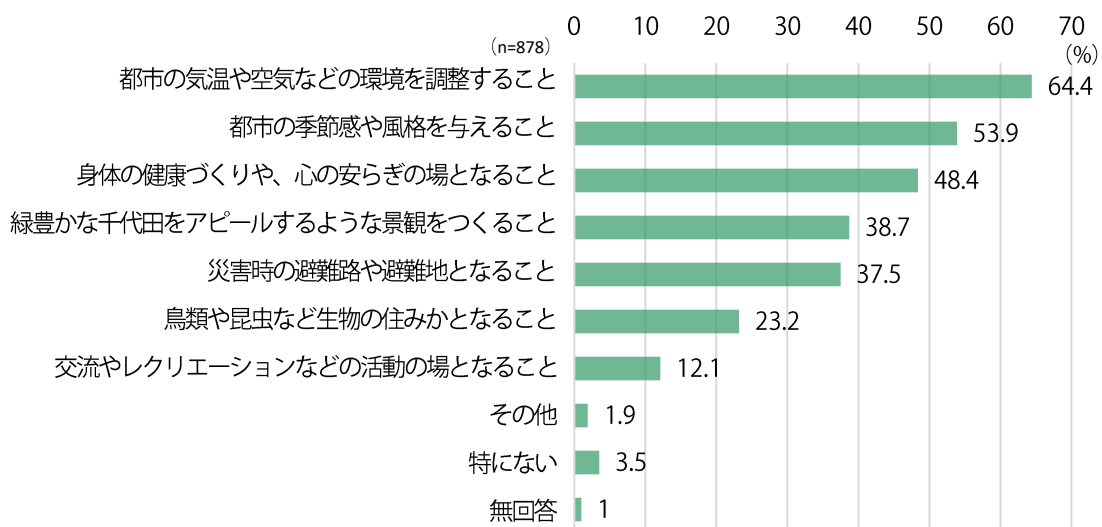
緑と関わるうえで区に期待する支援

問 あなたが緑と関わるうえで、区に特に支援してほしいことは何ですか。（〇は1つ）



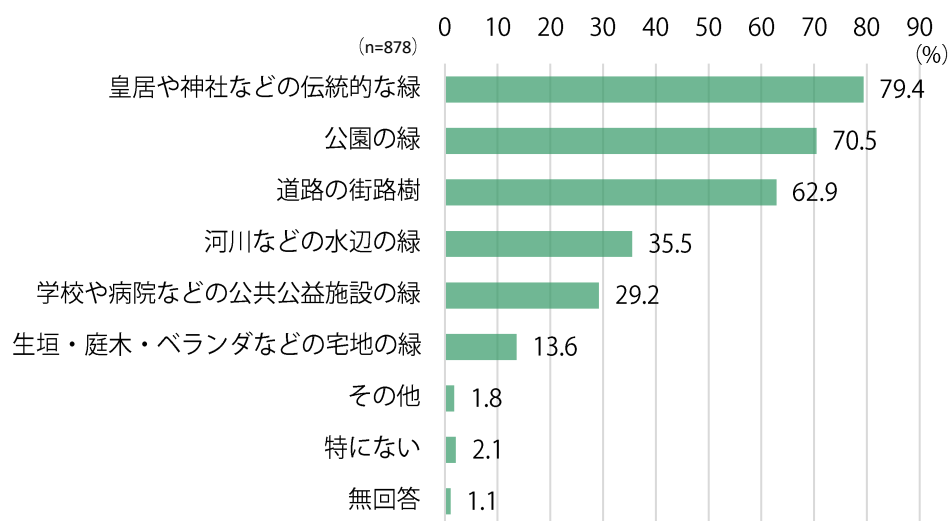
区の緑に望む効果

問 区の緑に対して、今後どのようなことを望みますか。(〇はいくつでも)



特に守り育てる必要がある緑

特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか。(〇はいくつでも)



3 前計画による取組成果

1 緑地についての取組み

大骨格を形成する緑の保全、内濠・外濠の利用性の向上

前計画期間中、大骨格※を形成する緑を確実に保全するとともに、区民等が立ち寄り、滞在できる環境を内濠・外濠周辺に整備してきました。 ※大骨格：皇居、北の丸公園、内濠、日比谷公園、外濠等

【主な成果】

- ◇北の丸公園、日比谷公園、内濠の保全
- ◇風致地区、地区計画等の都市計画制度の運用による外濠の保全・育成
- ◇外濠、内濠周辺の緑道等の整備（大手町川端緑道、千鳥ヶ淵緑道、代官町通り、九段坂公園、日本橋川沿いの散策路等）



大手町川端緑道

再開発等に合わせた良好な緑と水辺空間の創出

再開発にあわせて公共空間を再整備したり、公共公益施設にオープンスペースを創出してきました。

【主な成果】

- ◇土地区画整理事業、地区計画等による公園、公共広場の整備
- ◇淡路町の再開発事業では、企業等のオープンスペースと一体的に緑地を整備。神田錦町では、民間開発と同時に区道を広場化して一体的な緑地を創出し、町会と連携して地域に所縁のある愛称を付与。
- ◇公共公益施設建て替え時にオープンスペース創出（区役所、かがやきプラザ等）、既存のオープンスペースの再整備（西神田けやきの広場、清水谷公園等）

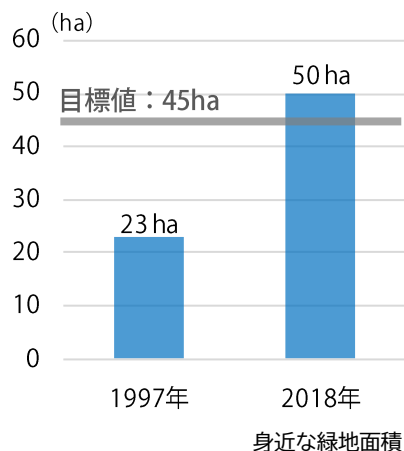


淡路公園

《数値目標の達成状況》

身近な緑地を約 23ha から約 45ha に倍増する＝達成

- 目標値の約 45ha を上回り、平成 30 年度時点で 50ha。
※身近な緑地：住区基幹公園（街区公園）、児童遊園、広場、開発諸制度等による空地。



2 緑化についての取組み

民間の開発時に創出するオープンスペースへの緑化指導

再開発が進み、公開空地が前計画策定時の2倍に増加する中、中規模の個別開発においても緑化指導、支援を行い、緑化を推進してきたことで、質の高い民間緑地も創出されています。

【主な成果】

- ◇民間の開発案件に対して、緑化指導要綱等に基づく緑化指導、ヒートアイランド対策助成等による緑化支援を実施。
- ◇公開空地面積が前計画策定時より約2倍に増加する中、質の高さが評価される民間緑地の創出
(SEGES：7箇所、ABINC：5箇所、江戸のみどり登録緑地：4箇所)



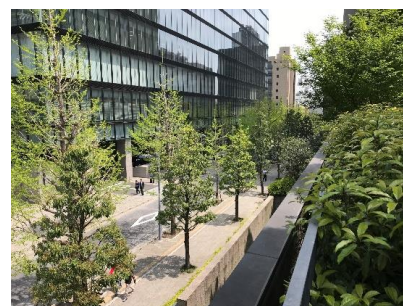
大手町の森

多様な植栽形式を導入した沿道緑化

区道の街路樹本数は約5千本で20年間ほぼ横ばいですが、生物多様性に配慮した多様な樹種の街路樹整備、花壇等の設置によって、道路の緑化を実施してきました。

【主な成果】

- ◇生物多様性に配慮した街路樹の樹種選定による整備推進（お茶の水仲通り等）
- ◇植樹帯、花壇、ハンギングバスケットの設置による沿道緑化
- ◇「豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドライン」の作成



甲賀通りの街路樹

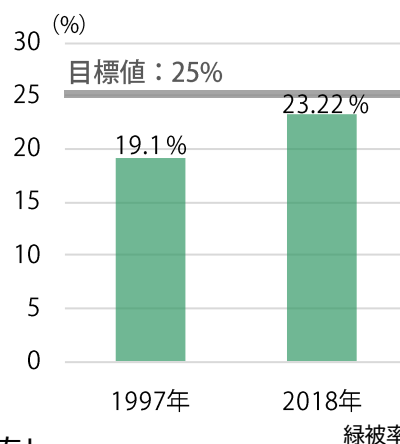
人々を迎える緑のゲートづくり

東京駅前に官民連携によるトータルデザイン会議を踏まえた駅前広場及び行幸通りの再整備を実施しました。

《数値目標の達成状況》

緑被率を19%から25%に向上する＝未達成

- 目標値の25%に達しなかったものの、官民の緑化推進によって、計画策定時から緑被率が増加しました。



大径木を655本から1300本に倍増する＝検討手法を見直し

- 「大径木」の定義を見直しました。計画策定時は、大径木の定義を樹冠10m以上と定めていたが、現在は地上1.3mの高さにおいて幹回り150cm以上と定義しています。
- 現在の定義では、平成28～30年度の調査によって、5,927本。

3 普及啓発についての取組み

緑を増やす意識づくり・きっかけづくり

パンフレットやイベント時の緑化セットの配布等により緑化に関する普及啓発を進めてきました。



区内の環境配慮施設や取組みを紹介する小冊子



身近に取り組める地球温暖化対策活動を紹介する情報

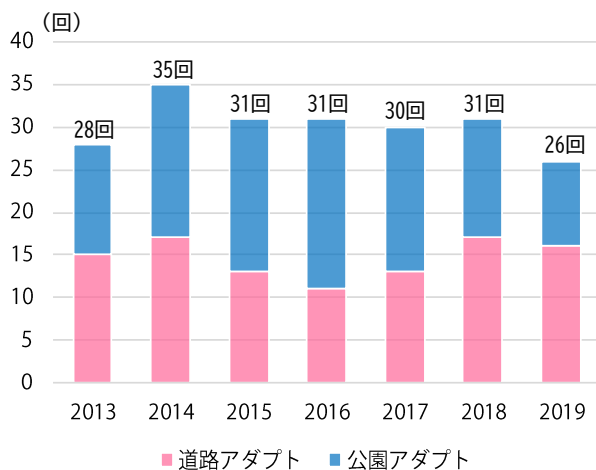
緑の組織・体制づくり

アダプトシステムによる緑化など緑の自主管理組織の育成、さくらサポーター制度等によるさくらの維持管理等を進めてきました。

【主な成果】

- 道路、公園のアダプトシステム、道路愛護会による植樹帯の整備を実施。
- さくらサポーター制度※、千代田区さくら基金によって、さくらの名所の維持管理を実施。

※「区の花さくら再生計画」に基づき区が募集し、さくらについての勉強会や木の調査などを行う



道路、公園アダプトの実施回数の推移



あ行

アダプトシステム

アダプトとは、英語で養子縁組のことを意味し、国や自治体が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受け、公共施設や花壇の管理、清掃等を通して、環境美化活動をする制度。

ウォーカブル

居心地の良い、人中心の空間による、まちに出かけたくなる、歩きたくなるまちの様子。

令和元年6月に国が「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成する提言をまとめた。この提言では、「多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上、内外の多様な人材、関係人口をひきつける好循環を確立していくべき」とされている。

雨水貯留・浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。設置することで、河川への負担軽減や浸水被害の緩和、雨水の有効利用が期待される。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための区民・企業等による主体的な取り組み。

オープンスペース

ビルやマンションなどの敷地内における建築物が建てられていない空間や、広場や公園、街路、河川などの公共の空き地。

オープンデータ

誰もがインターネット等を通じて容易に取得し、許可されたルールの範囲内で無償に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、機械判読に適した形式で公開されたデータ。

温室効果ガス

大気中で太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果をもつガス。平成9（1997）年に採択された京都議定書では、二酸化炭素、メタン等が、削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行

界限／界限性

そのあたり一帯、近くのこと。同様の特性をもつまちのまとまりの意味で用いている。界限性とは、商業の賑わい、生業の活気、文化、生活感、街並みなどから感じる、一体のまちで共通する個性や雰囲気。

クールスポット

まちのなかで、夏の暑さを忘れられる涼しい場所や空間。公園や水辺などの公共空間のほか、企業等の建物や周囲の空地などにおいても、冷房やミストシャワー、木陰などで、涼しく過ごせるよう工夫された場所が増えている。

グリーンインフラ

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用し、社会における様々な課題解決に活用するという考え方。導入目的や対象は国際的に統一されておらず、非常に幅広い。これまで日本においては一般的に公園や緑地、河川等を対象空間都市、それらが持つ環境保全や防災、地域振興上の機能に着目したインフラの保全整備を指していたが、広く環境保全に関わる行為を対象を指すとの解釈もある。

さ行

サード・プレイス

自宅、職場や学校以外の第三の居場所となる空間。都市住民に必要な場であり、誰でも気軽に通え、精神的にも開放された空間。

サブカルチャー

マイナーな趣味・嗜好が形づくる文化。「サブ」は社会の多数派の文化・価値観から逸脱したという意味。一般的には、アニメ・マンガ・ゲームなどを指すことが多く、インターネット上の世界や電気街で扱われるコンテンツ・商品といったデジタル・メディアに関連するものもサブカルチャーに含まれることが多い。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づいて、既成市街地の計画的な再開発の実現を図る事業。事業地区内の建築物を除却し、新たに土地を高度利用した建築物の建築と道路等の整備を一体的に行う。

市民緑地認定制度

都市緑地法改正に伴い平成 29 (2017) 年 6 月に施行され民間の所有地を、所有者等がより高質な空間として整備・管理する制度。認定された緑地は公園と同等の空間として扱われる（都市緑地法第 60 条）。現在、区内で 3 件認定されている。

震災復興区画整理事業

関東大震災からの復興のために行った 3,000ha を超える大規模な震災復興区画整理事業。

スマート化

ビッグデータや IoT、AI などの先端技術を活用しながら、都市基盤や社会サービス等の計画、整備、管理・運営や全体最適化が行われていくこと。スマート化を通じて、経済発展と都市が抱える諸課題の解決が両立し、持続可能な都市または地区となっていくことが期待されている。

生物多様性

生きものの豊かな個性とつながり。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされている。

ソーシャルキャピタル

社会関係資本。人々の協調行動を活発にすることで社会の効率性を高めることができる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった結びつきを表す概念。

た行

地区計画

都市計画法第 8 条で定める地域および地区のこと。利用目的ごとに地域地区が指定されており、用途制限等の建築制限が定められている。

地先園芸／地先緑化

公道等との敷地境界に鉢植え等を置いたり、公道に接する側の庭や塀を緑化すること。

長寿命化

住宅などの建築物や公共施設、橋梁等の土木構造物などを長期にわたり良好な状態で使用すること。

眺望

遠くを見渡すことやその眺め。眺望空間やビューポイントとは、眺望の良い場所。

都市開発諸制度

公開空地の確保など、公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に役立つ良好な都市開発の誘導を図る制度。再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の 4 つの制度のことをいう。

都市緑地法

市町村による緑の基本計画の策定をはじめ、都市における緑地の保全、緑化の推進に関する制度等が定められている法律。平成 29 (2019) 年に一部改正が行われ、市民緑地制度等が創設された。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の形を整えて住宅利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な場所では、土地の所有者から少しずつ土地を提供してもらい、その土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てることや、その一部を売却して事業資金の一部に充てる事業制度のこととも土地区画整理事業という。

は行

バイオフィリックデザイン

人が自然とのつながりを感じられるように空間をデザインすること。幸福度に影響するといわれている。

ビオトープ

生物が安定して生息できる空間のこと。「bio(命)」と「topos(場所)」を組み合わせた造語。

ビスタ

直線に伸びる街路等の両側に並木や建築物が並んだ、見通しの効いた奥行きのある眺めのこと。並木や建築物が並ぶことで、街路の先に視線が誘導される。

ヒートアイランド現象

熱の島という意味で、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状にみえることからこのように呼ばれる。

フロントランナー

先駆者。先駆けとなって挑戦するひと。新しい分野や領域を切り拓くひと。

風致地区

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により定められる地区。この地区で建築物を建築するなど、一定の行為を行うには許可が必要となる。

ポテンシャル

開花する可能性。潜在的な力・将来性。見込み。

ボイド

意識的につくられた構造物がない空間。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人が利用しやすいように配慮した環境・建物・製品等のデザインをするという考え方。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物などが作られてから、その役割を終え廃棄されるまでの全ての段階にかかる費用のこと。初期建設費であるイニシャルコストと、改修や更新費などのランニングコストにより構成される。

リノベーション

大規模な修繕等の工事で、建物の性能を高めたり、用途や意匠を変更したりして、新たな価値を生み出すこと。まちづくりにおいては、これによって新たな生業や交流、賑わいが生まれ、まちの魅力再生や人の活動の活性化につながることが期待されている。

緑化地域制度

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として指定する制度。一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築を行う際に、敷地面積の一定の割合以上に緑化を義務付ける。維持管理を含めて建築制限となるため、実現性が高い。

緑視率

ある眺めに占める緑の割合のこと。国土交通省の調査では、緑視率が高い場所ほど、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じる人の割合が高いとされている。

緑被面積／緑被率

緑被地の面積。空から地上を見たときに、樹木や草などの植生に覆われた土地を緑被地といい、その面積を測定する。一定の区域の面積に占める緑被面積の割合を緑被率という。

レインガーデン

雨庭。降雨時に雨水を一時的に貯留し、地下へ浸透させるように、植物を植えたスペースのこと。雨水が時間をかけて地下に浸透するため、下水道への負荷の軽減に貢献できる。

A-Z

EBPM [Evidence-based Policy Making]

エビデンスに基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

GIS [Geographic Information System]

地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

SDGs [Sustainable Development Goals]

持続可能な開発目標。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを宣言している。

千代田区緑の基本計画
(素案)

令和3年6月
千代田区環境まちづくり部
景観・都市計画課